

アジア太平洋研究所資料
13—03

**環太平洋経済協力をめぐる日・米・中の役割研究会
2012年度報告書**

**日米中新体制と
環太平洋経済協力のゆくえ**

2013年3月

APIR

一般財団法人 アジア太平洋研究所

アブストラクト

本研究は、主要国の政権交代による通商政策への影響を踏まえながら、環太平洋経済協力に対する各国の政策基調を考察し、米中など関係国で高まる政治的不確実性に対する情報を提供し、T P P等で日本の積極的役割が求められていることを示しました。

2013 年 3 月

〈キーワード〉 米国、中国、T P P、R C E P、経済協力

目次

アブストラクト.....	i
＜研究体制＞.....	iv
＜執筆者＞.....	iv
＜研究会および現地調査＞.....	v
概要.....	1
第1章 環太平洋経済協力の枠組みをめぐって	
1. はじめに.....	5
2. 広域レジームとしてのAPECの失敗.....	6
3. 枠組みの考え方の大きな変化.....	8
4. 終わりに.....	9
第2章 米国オバマ政権とアジア太平洋戦略	
1. はじめに.....	11
2. アメリカの通商政策の特徴.....	11
3. オバマ政権の通商政策.....	14
4. 終わりにー日本の対応をめぐってー.....	19
第3章 中国新政権の通商政策	
1. 新政権について.....	22
2. これまでの通商政策の展開と特徴.....	23
3. 昨今の状況と今後の展望.....	31
4. 終わりに.....	33
第4章 東アジア／アジア太平洋の広域FTAと域内国際関係 ー大国間政治と小国の対応、国内基盤の揺らぎー	
1. はじめに.....	35
2. 主要国のスタンス.....	36
3. 広域FTAの特徴と傾向.....	41

4. 国内基盤の動揺と再編へ.....	4 9
5. 終わりに.....	5 3
第5章 経済連携と安全保障	
1. 安全保障政策と経済連携をめぐる様々な議論.....	5 4
2. 同盟と経済連携協定をめぐる一般実証研究の紹介.....	5 6
3. 相互依存と紛争.....	6 0
4. 終わりに.....	6 3
第6章 通商政策と福祉国家	
1. はじめに.....	6 4
2. 内在的関税政策理論と政治過程.....	6 4
3. 福祉国家とグローバル化.....	6 7
4. 終わりに.....	6 9
参考文献.....	7 1

〈研究体制〉

リサーチリーダー	大西 裕	神戸大学大学院法学研究科教授
リサーチャー	林 敏彦	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授
リサーチャー	大矢根聡	同志社大学法学部教授
リサーチャー	三宅康之	関西学院大学国際学部教授
リサーチャー	西山隆行	甲南大学法学部教授
リサーチャー	多湖 淳	神戸大学大学院法学研究科准教授
リサーチアソシエイト	穂原雅人	ひょうご震災記念21世紀研究機構 研究員

（アジア太平洋研究所）

研究統括	林 敏彦	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授
研究員	林 万平	
事務局	島 章弘	シニアプロデューサー
事務局	仲川 洋子	事務局次長

〈執筆者〉

第1章	環太平洋経済協力の枠組みをめぐって	大西 裕
第2章	米国オバマ政権とアジア太平洋戦略	西山 隆行
第3章	中国新政権の通商政策	三宅 康之
第4章	東アジア／アジア太平洋の広域FTAと域内国際関係 — 一大国間政治と小国の対応、国内基盤の揺らぎ —	大矢根 聡
第5章	経済連携と安全保障	多湖 淳
第6章	通商政策と福祉国家	大西 裕

＜研究会および海外調査＞

第1回 研究会 2012年4月20日（金）	・研究会のねらいとテーマの確認 ・意見交換、全体スケジュール調整
第2回 研究会 2012年6月15日（金）	・報告「アジア太平洋東アジア経済協力のアーキテクチャ」（大矢根） ・意見交換
第3回 オープン研究会 2012年9月3日（月）	・報告「アジア・太平洋経済協力への中国の関与」（三宅） ・意見交換
第4回 オープン研究会 2012年10月26日（金）	・報告「アメリカの通商政策の政治的文脈」（西山） ・意見交換
米国調査 2012年11月14日（水） ～11月21日（木）	大統領選挙、連邦議会選挙の結果と今後の展望に関する現地情報収集（北東部政治学会、ハーヴァード大学、ボストンカレッジ等）（西山）
第5回 研究会 2012年12月12日（水）	・報告「アジア太平洋の安全保障環境と経済：成長と同時に老いるアジア・老いない米国」（多湖） ・1月のシンポジウムに関する打ち合わせ
シンポジウム 2013年1月24日（木）	『日米中新体制と環太平洋経済協力のゆくえ—日本の進むべき道を探る—』（大西、林、大矢根、三宅、西山、熊坂侑三 ITeconomy CEO、先崎尚祐三井物産(株)関西支社副支社長）

概要

環太平洋地域における多国間経済協力のあり方をめぐっては、TPPやRCEPなど、貿易・投資自由化から経済統合へ向けての異なるアプローチが並立している。このうちTPPとRCEPの両方の交渉に参加の方針を示しているG20の一員は日本だけである。いわば、日本は米国と中国の中間にあって、多国間経済協力にとって要の位置を占めている。

そこでこの研究では、国際政治、国際協力、政治経済学等の視点から、環太平洋経済協力に対して日本が果たすべき役割を考察し、この地域の長期的な展望を得るとともに、その中において日本および関西地域が主導すべき政策的方向性について提言することを目的とする。

本研究には以下のような3つのサブテーマの調査・分析を、日本および外国の研究者、産業界、政府関係者の協力をもとに、定期的にAPIRにおいて研究会、ミニ・シンポジウムを開催する方法で進めてきた。

(1) 環太平洋経済協力をめぐる複数の枠組みの関係、背景の分析

国益が衝突する多国間交渉において、日本はどのような説得力を発揮できるのか。2012年度は、主要国で選挙・政権交代が予定されているため、交渉交渉の枠組みが大きく動かないと想定し、WTO、APEC/EVSL、各種FTAなどの成立経緯を理解の前提としつつ、TPP、RCEPの可能性を調査・分析した。あわせて、経済協力枠組みと安全保障の関係も分析した。

(2) 主要国（米・中など）での政権変動と、それらが対外経済政策、国内経済政策に与える影響の調査

2012年度は、アメリカで大統領選挙があり、中国では胡錦濤体制から習近平体制へと共産党内での政権交代があり、更に日本、韓国においても政権交代があった。政権の枠組みの変化がなぜ起こり、それが内外の経済政策にどのような影響を与えるのかを、過去の歴史を踏まえて調査、分析した。

(3) 主要国における国内政治の変化そのものの分析

政権交代という短期的な変化の背景に、どの国も国内政治に構造的な変化が起きてきている。このような変化が長期的に政治に与える影響について更に調査した。

第1章では、環太平洋経済協力をめぐって、複数の枠組みが競合している

ことと、そのような現象が生じた理由を説明する。環太平洋経済協力をめぐっては、以前広域レジームとしてのAPECの枠組みが作られようとしたが、失敗した。その後2国間FTAが叢生し貿易自由化が推し進められたが、あくまで2国間であったためスパゲッティボウルのように絡み合い、貿易を推進する上でかえって不都合が生じ、地域枠組みが必要との認識がもたれるようになった。ただし、枠組みの考え方には各国で違いがあり、枠組みをめぐる主導権争いも絡んで複数の枠組みが同一地域で競合するということになっているのである。

第2章では、アメリカの対外経済政策分析と第2期オバマ政権の展望を説明する。アメリカの対外経済政策は、一般的特徴として、目的が輸出促進に限られず、政治的考慮に特徴付けられるということと、グローバルな通商ルール確立を志向していることが挙げられる。ただし、実際の交渉は議会の影響が大きく、個別利益団体の利害が大幅に反映されるため、アメリカの主張が必ずしも一貫して自由主義を追求するというわけではない。その上で、オバマ政権の特徴は、①アジアでのアメリカ抜き経済圏成立阻止、②環太平洋地域での拘束力の強い自由貿易協定締結、③アメリカ経済の成長を実現するための手段としてアジア貿易の利用、④貿易不均衡、知的財産権の侵害、国家資本主義をめぐり考えの一致しない中国への対応の必要性であるといえる。なお、2013年から始まった第2期では、連邦議会を中心に自由貿易への国内的障害が存在することと、連邦議会にいわゆる「ねじれ状態」が発生するなど政権運営そのものに困難が予想される。

第3章では、中国の対外経済政策を説明する。その特徴は、第1に、FTAを締結するにあたっての戦略性である。中国は、FTAが実施しやすい国/地域から結んできているが、とりわけ、戦略的利益のある国/地域からであり、また、地域的分布への配慮が見られる。FTAの本来の目的である経済的利益よりも政治・外交的思惑を重視している。第2に、国際貿易協定、地域貿易協定への参加が経済成長の推進力となっていることである。2001年のバンコク協定以降地域貿易協定に参加し、WTOへ加盟したが、これらが対中投資、対外貿易を促進し、国内経済の市場化改革の道具として機能すると考えられてきた。しかし、リーマンショック以降社会的不満が拡大していることが今後の対外経済政策にも影響を与えるように思われる。今後は経済協力は推進するが、中国に有利なルール制定・運用をより声高に主張するよ

うになるであろう。また、米国主導の中国包囲網の形成を懸念しており、それだけに日本の動向に注目し、RCEP、日中韓FTAなど牽制球を投げてくるであろう。新しい習近平体制の方針はまだはっきりしないが、胡錦濤体制時代の方針から通商政策が大きく変わる要因はないといえるであろう。

第4章は、国際政治経済学の立場から、環太平洋地域における広域FTAのアイデアと各国のスタンスを整理し、日本のポジション、国内政策の整備について考察する。FTAへの各国のスタンスは、次のように整理される。アメリカは、①米国不在の地域統合回避、②アジア太平洋貿易による経済再建、③国際・地域秩序をめぐる米中関係の構築、中国は、①地域統合の趨勢に大国として関与、②経済成長のための市場・資源の確保、③米国主導の国際・地域秩序の牽制で、ASEANは、①地域秩序をめぐる「運転席」の確保、ASEANの「一体性」、経済成長の確保、③米・日・中関係の過度の対立と協調の回避に、そして韓国は、①FTAリードの維持、②残された主要FTA対象国・中国とのFTA、③対米関係の維持・強化、対中脅威は相対的に小である。これらに対し、日本は、①地域統合をめぐる劣勢挽回、②アジア貿易による経済再建、③中国台頭の抑制、対米関係強化にポイントがある。もう少し述べれば、日本のポジションは、FTAを主要貿易相手国と締結していないが、TPP、RCEP双方に入りうる主要経済は日本のみで、かつ、対立しがちなアジア、アメリカ双方の考え方を理解し調整しうるのは日本である。今後の課題は経済連携を推し進めることと同時に、他国でも同様に見られる、貿易・投資の自由化を可能にするための国内的基盤の強化である。

第5章は、経済連携と安全保障の関係について、通説的な理解を整理し、国際政治学の理論と照らし合わせた上で、TPPと日米安保に関する示唆を試みる。すなわち、「TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）が日米同盟を強じんなものとする」という議論が存在する。しかし、経済連携協定とそれによる経済依存関係の深化が同盟に与える影響、紛争の生起確率に与える影響を検討した結果、①経済連携協定を伴った貿易量の増大が抑止効果をもたらし、②貿易上の相互依存が同盟関係の安定化をはかり、③他方で貿易上の相互依存だけでは敵対関係やライバル関係を安心共同体型の国家間関係に転換することは困難である、という知見が存在することがわかった。ただし、これらを踏まえたとしても、経済と安全保障のリンケージを過大評価すべき

ではなく、安全保障分野での正攻法の対応策を模索すべきである。

最後に、第6章では、2012年度は十分に検討できなかった残された課題である、国内政治と通商政策の関係について、簡単な理論的レビューを試みる。すなわち、内在的関税政策理論と比較福祉国家論の理論的関連性を検討した結果、貿易自由化に対して国内政治を左右する重要な要因に、生産要素の移動可能性があること、それを福祉国家のあり方が阻害する可能性があり、自由化に対する補償のあり方を左右してもいることが示された。こうした説明は、環太平洋地域の経済連携に関して、次の2点を示唆する。第1に、環太平洋地域では、日本を除いて、社会保障のあり方が生産要素の移動可能性を制約しないので、対立の構図は階級対立的である。しかも、いずれの国においても労働者の組織率が低く、労働が政治的役割を果たしていないため、資本のあり方次第であり、自由化への国内的障害は比較的少ない。第2に、貿易自由化をめぐる国内政治の点でもっとも障害が多いのは、他ならない日本であるということである。農業のみならず、労働の移動可能性の低さは日本で様々な社会問題を引き起こしている。社会保障体系と労働市場の改革が今こそ求められるといえる。

本研究会での研究は、アジア太平洋研究所のサポートのもとで進められた。この研究会を遂行するに当って、A P I R 会員企業の皆さんから様々なご意見を賜ったことが極めて重要であった。研究会を構成する大学教員等の研究者と実務の目からこのテーマに関心を持つ実務者とでは観点の違いが存在するが、それがいいシナジー効果を持ったのではないか。このような機会を得られたことに深く感謝したい。

2013 年 3 月

一般財団法人 アジア太平洋研究所

「環太平洋経済協力をめぐる日・米・中の役割」研究会

リサーチリーダー 大西 裕
(神戸大学大学院法学研究科教授)

第1章 環太平洋経済協力の枠組みをめぐって

大西 裕

1. はじめに

2010年に菅内閣がTPPへの参加検討を表明して以降、TPPをめぐり、日本国内では賛成派と慎重派の議論がかまびすしい。TPPは、貿易立国を建前とする日本にとって重要な政治的課題であり、その損得が人々にとって関心事になるのは当然であるといえる。しかし、今日の議論はアメリカに対する好悪感や、TPPがあたかも客観的に確立した枠組みであるかのような立論に依拠しており、それが交渉ごとであることや、交渉当事国が何を考え、かつ考え得るのか、日本が環太平洋経済協力の中で何をしたいのかという観点が抜けていることが多い。そこで、APIRでは、自主研究プロジェクトとして、「環太平洋経済協力をめぐる日・米・中の役割」と題して研究会を設け、TPPの他RCEPなど環太平洋をめぐる経済協力に視野を広げて検討を行なってきた。この章では、そもそも環太平洋経済協力をめぐる論点は何であるのかを簡単に整理し、第2章以降のより詳細な分析につなげることを目的としている。

環太平洋地域の経済協力枠組みとして、近年我が国でも話題になっているものが3つある。それは、TPP (Trans-Pacific Partnership)、RCEP、日中韓FTAである。いずれも環太平洋地域における貿易・投資活動の自由化を促進しようというもので、相互に競合している。TPPは、元来はシンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドの4か国間での経済連携協定であったが、現在、これにアメリカ、オーストラリア、マレーシア、ベトナム、ペルー、カナダ、メキシコが加わり交渉をおこなっている。RCEPは、元来は日本が旗振り役を務めていたASEAN+6と、中国が熱心であったASEAN+3の枠組みをまとめて、ASEANが主導する枠組みである。なお、ASEAN+3は、1997年に発生したアジア通貨危機を契機にASEAN首脳会議に日・中・韓の首脳が招待される形で始まったもので、2005年のクアラルンプール首脳会議で東アジア共同体の中心になるものとし、経済協力を推し進めるために東アジアFTAを構想していた。ASEAN+6は、ASEAN+3に、インド、オーストラリア、ニュージーランドを加えた地域協力の枠組みで、東アジア包括的経済連携協定 (CEPEA) を目指していた。これらの枠組みはいずれも広域の経済連携、貿易・投資の自由化

を目指すものであるが、参加メンバーも交渉内容も重複が見られ、枠組み間の関係ははっきりしない。しかし、アジア太平洋地域での経済連携が必要であるとの認識が広く広がっていることは確かである。

同じ領域内で最初に見たような複数の枠組みが競合するということは、通常はない。本章では、なぜこのような現象が発生しているのか、以下2点に分けて解説する¹。

2. 広域レジームとしてのAPECの失敗

第1に指摘すべきは、広域レジームとしてのAPECの挫折である。一般的に、一つの国の経済は、世界中どこにおいても単独では生存できず、近隣諸国との協力が不可欠である。それゆえ、世界の国々は近代以降、関税同盟や自由貿易地域など対象を限定して様々な経済協力、経済連携をおこなってきた。環太平洋地域でも、一般的に経済連携、経済協力は一国の経済活動を活性化させる。これを推し進めるための努力は戦後直後からなされているが、近年でもっとも重要なものはAPEC（アジア太平洋経済協力）であった。APECは、1989年に、日本・アメリカ合衆国・カナダ・韓国・オーストラリア・ニュージーランド及び当時の東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟6か国の計12か国で発足し、その後中国・ロシアを含めアジア太平洋地域の21カ国・地域が参加している。APECは、開かれた地域協力によって経済のブロック化を抑え、域内の貿易・投資の自由化を通じて、WTOのもとでの多角的自由貿易体制を維持・発展することを目的としてきた。発足当時の参加国の懸念は、WTOでの貿易自由化交渉の停滞への懸念であった。冷戦終結や新興国の勃興を受けて、EUをはじめとして、地域主義と呼ばれる保護主義的な動きが見られたが、それは域外諸国に対する経済的依存度の高い環太平洋諸国にとって望ましからざる兆候であったのである。そこで、APECは「開かれた地域主義」を標榜し、域内における貿易・投資の自由化を2020年には達成するボゴール宣言を1994年に採択し、自由化のための研究、国家間交渉を進めてきた。そのことでWTOでの交渉停滞を打破し、

¹ 本章は、大西（2012）「TPPかASEAN+3か」（2012年版『関西経済白書～新たな成長パラダイムに進むアジアと関西』（アジア太平洋研究所））の該当箇所を適宜まとめ、執筆時点以降の展開を補足したものである。より詳細な情報や出典については、関西経済白書を参照のこと。

内向きな地域主義の台頭を阻止しようとしたのである。

A P E Cはそのために、E V S L（早期自主的分野別自由化）交渉を開始し、15 の対象分野についてボゴール宣言で示された目標年次より早く自由化を達成しようとした。うち、9 分野が優先分野とされ 98 年から 99 年にかけて交渉を行なったが、対象分野の関税削減に同意できず、協議を 1999 年から予定されていたWTO新ラウンドに先送りしてしまったのであった。この失敗で、A P E Cは自由化を推進するモーメントを大きく失ってしまったのである。

WTOでの新ラウンドが停滞し、A P E Cでの交渉も挫折する中で、環太平洋諸国がとった自由化戦略が、90 年代末から 2000 年代にかけて急速に増大したF T Aである。2 国間、あるいは地域間で締結されたF T Aはこの間に世界的に急増したが、その大半は環太平洋地域であったのである。

F T Aは国家間交渉で決定されるため、その内容はF T Aごとに異なる。F T A締結は企業にとって国境の壁が低くなることではあるが、それが国によって異なると、F T Aを使った貿易戦略がかえって立てにくくなるのである。つまり、国際的に活躍する企業の間ではF T Aの多様性が経済活動の障害にすらなるようになってきた。このようなF T Aの「スパゲッティボウル現象」に対する企業の不満を受けて、A P E C参加国のビジネス界の代表者からなる政策提言機関であるA B A Cが懸念を表明し、A P E Cレベルでの広域F T A締結を促進するよう求めた。T P Pなどの地域連携枠組みは、以上のような、A P E Cの挫折とF T Aの乱立を受けたものであった。

実際、環太平洋地域の地域連携枠組みは、いずれもA P E Cと関連づけられて今日検討が進められている。すなわち、A P E Cは、2006 年の首脳会議で、アジア太平洋地域において、関税や貿易制限的な措置を取り除くことにより、モノやサービスの自由な貿易や、幅広い分野での経済上の連携の強化を目指すアジア太平洋自由貿易圏（Free Trade Area of the Asia-Pacific : F T A A P）を構想し、研究することで一致し、2010 年、横浜で開催されたAPEC首脳会議において、F T A A Pの実現に向けて、A S E A N + 3、A S E A N + 6、T P P等の現在進行している地域的な取組を基礎として更に発展させることで、包括的な自由貿易協定として追求されるべきことが確認されたのである。

3. 枠組みの考え方の大きな変化

ただし、以上の説明はなぜ複数の枠組みが競合しているのかを示すものではない。そこで指摘されねばならないのは、広域経済連携に関する環太平洋諸国間での考え方の違いである。簡単に言えば、経済連携は契約（法化）なのか、自主的取り組み（アジアンウェイ）なのかという考え方の対立が存在するのである。

一般に、G A T Tやそれに続くW T O、E Uなどの場合、多国間交渉はお互いに拘束しあう条約を最終目標とし、結果が重要である。多国間交渉ゆえに効率的に議論を進めるために特定諸国のイニシアティブを認めることもある。このように固く法的効果を持つ結果を希求するのが通常の交渉であるのに対し、A P E Cにおける交渉は全く異なるものであった。A P E Cの場合、自由化への参加は自発性を重んじ強制されず、特定国の主導性を認めず、全ての国・地域が平等で相互に尊重され、それゆえに合意にいたるプロセスが重要で効果を焦らないというものである。参加の自発性、プロセス重視、コンセンサス重視というA P E Cの特徴は、アジアンウェイないしはアセアンウェイと呼ばれる。こうした交渉方法がとられる背景は、アジア太平洋地域は文化的、政治的、経済的に極めて多様であり決定ルールの合意を必ずしも共有していないことや、多くのアジア諸国は過去に植民地化を経験しており、ハードなレジーム化に抵抗感があったことなどがあつた。

しかし、アジアンウェイに関する認識はA P E C参加国間で必ずしも共有されていなかった。アメリカを初めとして、オーストラリア、カナダ、ニュージーランドなど非アジア諸国はアジアンウェイを軽視し、実質的にハードなレジーム化を志向しており、他方日本を含むアジア諸国はこの原則への尊重なしで交渉そのものが困難と考えていたのである。W T Oのようにギブアンドテイクで交渉を包括的にまとめようとするアメリカと、自由化はあくまで個別的で自主的な各国の判断によるものだとする日本の見解が折り合えず、挫折となったのである。

実は、こうした考え方の相違は、A P E C再評価後の複数の交渉枠組みにも表れている。T P Pは従来の欧米流のハードなレジーム化を志向するのに対し、A S E A N + 3はよりアジアンウェイに近い。E V S L挫折後、F T A交渉を経験してきた結果、アジア諸国もアジアンウェイではなくよりハードな法的取り決めに許容する雰囲気が出てきており、後者の枠組みもE V S

L 交渉時ほどアジアウェイを強調しなくなっているが、政府の関与を確保し、政府による開発の方向付けや途上国への支援を重視している。これは、市場のダイナミズムを重視する T P P とは考え方が異なる。考え方の相違がこの地域に存在することが、枠組みの競合を生んでいるといってもよいであろう。

更に言えば、考え方の違いの背景には、国際・国内双方の政治経済体制をめぐる思想の違いと、大国間の主導権争いがあると考えべきである。T P P を通じて、W T O 同様のハードなレジームを構築しようとするアメリカは、経済活動への政府介入を極力減らして、公平で公正な市場経済を実現しようとするのに対し、経済活動への政府介入が現在でも広範に見られる中国は、政府の手足を縛る体制構築を望ましく考えていない。それゆえ、参加各国がより柔軟に対応できる枠組みを A S E A N + 3 を通じて実現しようとしてきた。しかし、このような中国主導の枠組みの承認はアメリカが忌み嫌う「国家資本主義」の是認につながる上、アジア地域への偏りが環太平洋地域におけるアメリカの関与の排除に写るのである。

4. 終わりに

環太平洋地域をめぐる経済連携枠組みに関する大まかな理解は以上に述べた次第である。しかし、日本国内の T P P をめぐる論争を見れば分かるように、環太平洋地域の各国も国内は決して一枚岩ではない。とりわけ 2012 年のように主要国で政権交代・政権枠組みの変化が起こると、交渉のあり方も変容すると見るのが自然である。そこで、以下の章では、とりわけ影響の大きい大国であるアメリカと中国に焦点を当てて各国の通商政策の政治的背景を分析する。

もう 1 点経済連携枠組みを検討する時に必要なのは、経済政策を超えた、より広い視野から経済連携を捉えることである。そもそも、現在の自由貿易体制を支える W T O 体制が構築されたのは、世界平和への貢献という目的からであったことを忘れてはならない。W T O の前進である G A T T は、第 2 次世界大戦がもたらした悲惨な戦禍に対する深刻な反省に立って形成された。戦前、欧米の主要国が世界大恐慌を受けて保護主義に走ったことが、いわゆる「持たざる国」であった日本やドイツを、経済圏獲得のための戦争に追いやった。経済連携枠組みのあり方が、経済活動を超えた強力なスピルオ

オーバー効果を持つことはこのことから明らかであろう。その一つとして、経済連携と安全保障の関係を分析する。

第2章 米国オバマ政権とアジア太平洋戦略

西山 隆行

1. はじめに

2010年10月に菅直人首相が環太平洋経済連携協定（T P P）の交渉への参加を検討すると表明し、翌年のアジア太平洋経済協力会議首脳会議で野田佳彦首相がT P P交渉に参加する方針を表明した。それ以来、T P Pについて一般読者を対象とした書籍も数多く発売され、賛否両論を巻き起こしている。

興味深いのは、T P P批判派の多くが、T P Pをアメリカが国益を追求するために日本に押し付けようとする策略、陰謀と捉えていることである。だが、そのような指摘には疑問を抱かざるを得ない。T P Pは包括的な内容を含む自由貿易協定（F T A）の一つだが、アメリカが韓国との間に結んだF T Aを批准するのに数年を要したことは、自由貿易をめぐるアメリカの態度が一枚岩でないことを示している。陰謀や策略といえるほどの一貫した戦略的計画に基づいてアメリカの通商政策が展開されているとは考えられないのである。

日本の通商政策を考える上で、世界最大の経済大国であるアメリカの通商政策の方針を理解することは不可欠である。通商問題は狭義の経済問題にとどまらず、国際政治上の重要課題である。また、国内的にも、通商政策の立案に際しては様々な議論が展開されていることはいうまでもないだろう。本章は、政治学の観点からアメリカの通商政策の特徴に迫ることにしたい²。

2. アメリカの通商政策の特徴

アメリカの通商政策には、少なくとも二つの大きな特徴がある。

第一は、政策目的が単に輸出促進などの経済問題に限られず、通商政策が広義の政治・外交政策の一環として展開される傾向が強いことである。この特徴は、アメリカのF T Aの特徴を検討すれば明らかである。レーガン政権以降のF T A交渉をまとめた表2-1を見ればわかるように、アメリカがF T Aを締結した国は経済規模の小さな国も多く、一連のF T Aがアメリカの輸出拡大に貢献することのみを目的として締結されたとは言えない。T

² より詳細な情報や出典については、特に明記されない限り、西山隆行「アメリカ通商政策の政治的文脈」『甲南法学』第53巻3号（2013年）を参照のこと。

P P加盟国との貿易がアメリカの環太平洋地域の貿易に占める割合も 17%に過ぎず、世界貿易全体に占める比率も 6%に過ぎない。

表 2-1 レーガン政権以降の F T A 交渉

年	大統領	通商代表	F T A相手国	交渉開始	協定締結	協定発効	貿易促進 権限
1981	レーガン I	ブロック (1981～85年)	イスラエル	1984年 1 月	1985年 4 月	1985年 6 月	1994年 4 月 失効
1985	レーガン II	ヤイター (1985～89年)	カナダ	1986年 5 月	1988年 1 月	1989年 1 月	
1989	G. H. W. ブッシュ	ヒルズ (1989～93年)	N A F T A	1991年 6 月	1992年12月	1994年 1 月	
1993	クリントン I	カンター (1993～97年)	N A F T A 補完 協定		1993年 8 月	1994年 1 月	
1997	クリントン II	バーシェフスキー (1997～2001年)	F T A A ヨルダン シンガポール チリ	1998年 4 月 2000年 6 月 2000年12月 2000年12月	(2005年11月 中断) 2000年10月 2003年 5 月 2003年 6 月	2001年12月 2004年 1 月 2004年 1 月	2002年 8 月 復活
2001	G. W. ブッ シュ I	ゼーリック (2001～05年)	豪州 モロッコ	2003年 1 月 2003年 1 月	2004年 5 月 2004年 6 月	2005年 1 月 2006年 1 月 (各国別に 発効)	
			CAFTA-DR エルサルバドル ホンジュラス ニカラグア グアテマラ ドミニカ共和国 コスタリカ	2003年 1 月	2004年 8 月	2006年 3 月 2006年 4 月 2006年 4 月 2006年 7 月 2007年 3 月 2009年 1 月	
			南部アフリカ バーレーン パナマ ペルー コロンビア タイ	2003年 6 月 2004年 1 月 2004年 4 月 2004年 5 月 2004年 5 月 2004年 6 月	(2006年 4 月 中止) 2004年 9 月 2007年 6 月 2006年 4 月 2006年11月 (2006年 9 月 中止)	2006年 8 月 * 2009年 2 月 2012年 3 月	
2005	G. W. ブッ シュ II	ポートマン (2005～06年) シュワブ (2006～09年 1 月)	U A E オマーン マレーシア 韓国	2005年 3 月 2005年 3 月 2006年 3 月 2006年 6 月	(2007年初期 中止) 2006年 1 月 (2008年中断) 2007年 6 月	2009年 1 月 2012年 3 月	2007年 7 月 失効
2009	オバマ	アルガイエ(代行) カーク (2009年 3 月～)	T P P	2010年12月			

(注) 大統領名の後の I、II は 1 期、2 期。通商代表のカッコは在任期間。* は F T A 実施法案が可決され、協定は批准されたが未発効のもの。CAFTA-DR: The Dominican Republic-Central America-United States Free Trade Agreement. ペルー、パナマ、コロンビアとの協定は F T A ではなく、Trade Promotion Agreement が正式名称。

(資料) 滝井光夫「米国の F T A 戦略」山澤逸平／馬田啓一／国際貿易投資研究会編著『通商政策の潮流と日本—F T A 戦略と T P P』(勁草書房、2012 年)、156 頁の情報をアップデートして作成した。

第二の特徴は、グローバルな通商ルールを確立するための手段として通商政策を位置付けていることである。F T A をより高度な自由化の実現に向けた手段と位置づけようとする方針が極めて強いのである。

重要なのは、アメリカは単に財やサービスの貿易の自由化を図るだけで

はなく、経済関係全般を律する包括的な法的枠組みを構築しようとする意志を持っていることである。具体的には、投資、政府調達、知的財産権の保護、越境サービス取引、金融サービス、電気通信、労働者の最低賃金の確立など、様々な面の水準を向上させようとしている。

表 2-2 アメリカの F T A の条文構成

(章の順番と名称)	韓国	オマーン	コロンビア	ペルー	パナマ	パレーン	C A F T A D R	モロッコ	豪州	チリ	シンガポール	ヨルダン	N A F T A	イスラエル
1 冒頭規定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 物品の市場アクセス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 農業	○							○	○		○			○
4 繊維・繊維製品	○	○	○	○		○		○	○		○		○	
5 医薬品・医薬機器	○													
6 原産地規則	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7 通関・貿易円滑化	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
8 衛生植物検疫	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○
9 貿易の技術的障害	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
10 貿易救済	○	S	○	○	○	S	○	S	S	○	S	S	○	○
11 投資	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	
12 越境サービス取引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13 金融サービス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
14 商用者の一時入国									○	○	○	○	○	
15 電気通信	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
16 電子商取引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
17 競争関連事項	○		○	○					○	○	○		○	
18 政府調達	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19 知的財産権	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20 労働	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	
21 環境	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	
22 透明性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
23 紛争解決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24 例外	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
25 最終規定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(章の数)	24	22	23	23	22	21	22	22	23	24	23	19	22	22

(注) ○は章建てされていること。△は本協定外の補完協定で規定されていることを示す。農業と繊維・繊維製品に○のない国は章建てはないが関連規定が物品の市場アクセスに含まれている。貿易救済欄の S は章の名称がセーフガードとなっていることを示す。国は右から協定締結時点順。章の順番は米韓協定に従い商用者の一時入国を加えた。

(資料) 滝井「米国の F T A 戦略」、160 頁。

アメリカは今日では自由貿易推進を前面に掲げており、品目ベースの自由

化率も 95%と極めて高い。ただし、オーストラリアとの F T A ではアメリカの砂糖や乳製品が、また韓国との F T A では韓国の米が自由化の対象から除外されるなど、センシティブ品目が認められていないわけではない。

また、実際の政治アクターも自由貿易推進で一致して行動しているわけでもない。米韓 F T A の批准に多くの時間を擁したことを想起すればわかるように、自由貿易に対するアメリカの立場も実は一枚岩ではない。様々な利益集団から多様な要請が出されており、一般論としては、共和党が産業界の要求を、民主党が労働勢力や消費者団体の要求を無視するのは困難である。

3. オバマ政権の通商政策

(1) オバマ政権の通商政策の特徴

オバマ政権による通商政策の特徴を理解する上では、三つの点に着目する必要がある。

第一に、近年のアメリカでは、アジアでのアメリカ抜きの経済圏（A S E A N + 3 や A S E A N + 6 など）の成立を阻止しようという意図が強まっていることである。W・ブッシュ政権期に A P E C 加盟国による広域 F T A としてアジア太平洋自由貿易圏（F T A A P）の構想が出された。アジアではメンバーの自主性を尊重するのが一般的だが（アジア方式 Asian Way）、F T A A P では法化を重視する傾向が強く、アジア太平洋地域に拘束ベースの F T A を構築することを目指している。T P P は F T A A P 実現に向けての突破口と位置づけられている。

第二に、オバマ政権は、アメリカ経済の成長を実現するための手段として通商政策を位置付けている。輸出拡大と雇用の創出（2014 年までの 5 年間で輸出を倍増させ 200 万人の雇用を創出）、グローバル・インバランスの縮小が目指されており、それ以前の政権に見られたような、イデオロギー的考慮などの重要性は相対的に低下している。

第三に、オバマ政権の通商政策は、経済的影響力を高めつつある中国への対応を念頭に置いて展開されている。中でも、貿易不均衡、知的財産権の侵害、国家資本主義をめぐる問題が大きな争点となっている。短期的には中国が T P P に加入する可能性はほとんどないが、T P P がアジア太平洋地域における通商上の基盤となれば、中国も枠組みに参加せざるを得なくなると予想される。T P P は短期的利益を目指す政策というよりも、長期的な戦略と

して位置付けられている。

（２）二期目のオバマ政権の内政上の課題

オバマ政権の下で、W・ブッシュ政権期に締結されたコロンビア、韓国、パナマとのF T Aの発効に向けた取り組みがなされ、コロンビア、韓国とのF T Aが発効している。また、2009年12月に新たなF T A交渉としてT P Pへの参加交渉を行うと発表し、2010年3月から関係国との交渉に入っている。

ここで、二期目に入ったオバマ政権の通商政策にどのような変化がみられるか（可能性があるか）を検討することにしたい。

まず、関係閣僚の交代に伴って通商政策の変更がみられるか否かが論点となろう。二期目に入って以降、国務長官がヒラリー・クリントンからジョン・ケリーに交代した。また、東アジア・太平洋担当国務次官補であるカート・キャンベル、アメリカ通商代表部（U S T R）のロナルド・カーク共に、2013年2月に退任した（両者ともに正式な後任はまだ確定していない）。ただし、これらの交代が大きな変化をもたらすとは考えられていない。

二期目に入ったオバマ政権の行方を占う上でより重要なのは、自由貿易に対する世論の状況とティーパーティー派議員の動向である。この点に着目するのが重要なのは、合衆国憲法上、通商交渉権限を持つのは大統領ではなく連邦議会であるため、大統領が通商協定を結んできても連邦議会に拒否される可能性があるからである。2007年までは、連邦議会が貿易促進権限（T P A）を大統領に与え、政府が議会に通商交渉の開始並びに交渉内容に関する報告と協議を行えば、政府の締結した通商協定に（賛否決定は行うものの）修正を加えることはなかった。しかし、T P A失効により、政府は議会対策を慎重に行うとともに、各種利益団体の要求や世論の動向に注目する必要性が増大したのである。

アメリカの世論は自由貿易を支持すると一般に考えられてきたが、近年、その傾向に大きな変化がみられる。2010年10月の調査では、自由貿易がアメリカにとって良いとする率が35%、良くないとする率が44%となっている（自由貿易に対する態度については表2－3～5を参照）。

表 2-3 自由貿易に対する態度

	全体	共和党支持者	民主党支持者	支持政党なし
アメリカの雇用について				
雇用を創出する	8	5	12	6
雇用が減少する	55	58	47	23
影響はない	24	24	27	22
アメリカの賃金について				
賃金が上昇する	8	5	11	8
賃金が低下する	45	45	42	49
影響はない	34	37	33	35
アメリカ経済への影響について				
経済を成長させる	19	17	22	18
経済成長を鈍化させる	43	48	34	49
影響なし	24	22	26	26
アメリカの物価について				
物価を上昇させる	31	31	28	33
物価を低下させる	31	30	31	32
影響なし	25	26	23	26
途上国の人々にとって				
良い	54	55	51	57
悪い	9	7	10	11
影響なし	23	23	24	21

(資料) “Public Support for Increased Trade, Except With South Korea and China: Fewer See Benefits from Free Trade Agreements,” Pew Research Center for the People & the Press, November 9, 2010.

表 2-4 通商政策に対する世論

	全体	共和党支持／共和党寄り			民主党支持 ／民主党寄 り
		全体	ティーパー ティ	ティーパー ティ以外	
自由貿易協定はアメリカにとって…（％）					
良い	48	44	43	45	53
悪い	41	45	44	46	38
分からない	12	11	12	9	10
中国に対する経済・通商政策について、以下のうちどちらが重要だと考えるか（％）					
厳格な対応をとる	40	51	66	42	32
関係を強化する	53	44	30	52	61
分からない	7	6	5	6	6

（資料） “Strong on Defense and Israel, Tough on China: Tea Party and Foreign Policy,” Pew Research Center for the People & the Press, October 7, 2011.

さらに興味深いのは、従来は自由貿易推進派が多いと考えられていた共和党支持者の間で近年自由貿易への反発が強まっており、むしろ民主党支持者の方が自由貿易の支持率が高いことである。自由貿易反対の傾向はとりわけティーパーティー派の中で強い。

表 2-5 自由貿易協定がもたらす影響についての世論調査（％）

	共和党支持者／共和党寄りの人々で	
	ティーパーティに賛同する	ティーパーティに反対する ／意見なし
アメリカ経済について		
成長をもたらす	13	22
成長を鈍化させる	62	40
影響なし	14	28
アメリカの賃金について		
増大させる	8	6
減少させる	54	39
影響なし	26	47
アメリカの雇用について		
創出する	5	8
減少させる	67	55
影響なし	17	26

（出典） “Public Support for Increased Trade, Except With South Korea and China: Fewer See Benefits from Free Trade Agreements,” Pew Research Center for the People & the Press, November 9, 2010.

ティーパーティは 2010 年のように広範な運動ではもはやなくなったといわれることもある。ただし、2012 年の連邦議会選挙の前後で、連邦議会下院のティーパーティ議員連盟の議員は 60 名から 59 名と変化しているものの³、大きな変化は見られない（なお、ティーパーティの支持を得た人が全て議員連盟に入っているわけではない点に留意する必要がある）。ティーパーティ派は大きな社会運動を巻き起こすことはできなくなったものの、すでに共和党内部で一定の勢力を確立したとみることができる。

実際にティーパーティ派議員が通商問題をめぐってどのような投票行動をとるかは不明だが、ティーパーティ系の政治家は妥協を認めない強硬派が多いため、政治過程に混乱を引き起こす可能性もある。

³ <http://teapartycaucus-bachmann.house.gov/>

（３）オバマ大統領の政権運営の変化？

それでは、第二期に入ったオバマ政権の運営方法にはどのような特徴がみられ、通商政策にどのような影響を及ぼすと予想されるだろうか。

二期目のオバマ政権は、大統領の所属政党と連邦議会の多数派の政党が異なる分割政府の状態となっている。オバマ政権は、一期目は再選を目指す観点もあり、連邦議会の動向に注意を払い、慎重な政権運営を行ってきた。しかし、二期目に入ると、財政の崖や銃規制問題、チャック・ヘーゲルの国防長官指名問題にみられるように、政権運営のスタイルを強硬な方向に変更する兆しを見せている。大統領は、一期目には再選を目指し、二期目には歴史に名を残すことを目指すと言われているが、オバマが歴史に名を残すために中東問題と社会福祉に傾注するとの見方もあり、通商政策に対する配慮は低下する可能性がないわけではない。

2014 年には中間選挙があり、2016 年には大統領選挙と連邦議会選挙が実施される。それに向けて、民主党内部から様々な要請が大統領に出されると想定されるが、自由貿易に関する民主党の態度は一枚岩でない。共和党も自由貿易に対して異なる見解を抱えている。両党の自由貿易推進派が超党派的に T P P に関する動きを推進することがあれば大統領もその動きに乗ると想定される。とはいえ、近年のアメリカ政治は分極化の傾向を示しており、超党派的立法の可能性は減少しつつある⁴。両党内部に対立する要素を抱える自由貿易の問題について、超党派的な動きが展開されるとは想定しにくく、また、オバマがあえてこの問題に積極的な姿勢を示すとも考えにくい。この状況下では、T P P に関する交渉は通常の官僚政治の次元で進展するよう思われ、政権が特別なイニシアティブをとる可能性は低いように思われる。

4. 終わりに—日本の対応をめぐって

日本が大幅な経済成長を遂げた 1980 年代から 90 年代にかけて、日本がアメリカにとって経済的脅威だと考える人、日米関係が良好でないと考える人の割合は高かった。ある調査によれば、1992 年 2 月に日本を脅威ととらえるアメリカ人は 31% に上っていたが、今日では日本がアメリカにとっての

⁴ アメリカ政治の分極化については、五十嵐武士／久保文明編『アメリカ現代政治の構図—イデオロギー対立とそのゆくえ』（東京大学出版会、2010 年）などを参照のこと。

脅威だと考える人は1%に過ぎず、60%が日本と通商を拡大するのがよいことだと回答している。

表 2-6 この国と貿易を増大させることがアメリカにとって… (%)

	良い	悪い	分からない
カナダ	76	14	9
日本	60	30	10
E U 諸国	58	28	14
インド	55	32	12
ブラジル	53	31	17
メキシコ	52	37	11
韓国	45	41	14
中国	45	46	9

(資料) “Public Support for Increased Trade, Except With South Korea and China: Fewer See Benefits from Free Trade Agreements,” Pew Research Center for the People & the Press, November 9, 2010.

大きな経済力を有する日本の交渉参加は、アメリカにとっても好ましいものである。とはいえ、T P P への交渉参加が認められるためには、連邦議会の手続き上 90 日を要する。T P P 交渉が進展してルールが確定した場合、途中から日本が交渉に参加したとしても、そのルールが日本に都合の良いように変更される可能性は高くない。とりわけ、大統領が積極的にこの問題に関与する姿勢を示していない場合には、可能性は一層低くなるだろう。この点を考えれば、安倍晋三首相が政権発足後比較的早期に T P P への交渉参加を表明したことは大いに評価することができる。

その一方、自民党が農産物 5 品目を関税撤廃の例外とし、これが確保できない場合は脱退も辞さないと決議したことは、懸念すべきである。アメリカも砂糖や乳製品について関税撤廃の例外品目としたいという意向を持っており、全品目についての完全な関税撤廃という理想を実現できないことはほぼ明らかである。とはいえ、レベルの高い自由貿易協定を目指すという T P P の理念を掲げる以上は、それを目標とした上で様々な項目を議論の俎上に

挙げて交渉するのが外交交渉の原則である。

国内で例外品目を掲げて、関税死守を絶対条件とする主張がなされると、日本の交渉にとって不利益に働くことは明らかである。仮に関税が撤廃されて農産物価格が低下しても、アメリカのように財政で補填すれば農家は影響を受けずに済む。農業関係の利益集団は、場合によってはその財政補填をする上での条件闘争という観点から例外措置を強調しているのかもしれないが、それが日本の産業界に好ましくない影響を及ぼすと考えられる。

戦後日本の経済成長が製造業によって支えられてきたのは紛れもない事実である。T P Pに加わることによって比較劣位にある農業が不利益を被るので製造業も我慢しろ、という議論は乱暴に過ぎる。T P Pを積極的に推進しているとされるアメリカであっても、自由貿易をめぐっては多様な議論があることを理解し、単に経済的な観点のみならず、政治的な観点から通商政策を検討することが重要である。

第3章 中国新政権の通商政策

三宅 康之

本稿は、昨年11月の第18回党大会で選出された習近平をトップとする新政権の下でどのような通商政策が展開されるかを考察するものである。なお、ここでは通商政策として自由貿易協定、経済協力枠組に関する政策に限定して論じることをあらかじめ了承されたい。

1. 新政権について

まず、新政権について確認することから始めよう。2012年11月の第18回党大会で中国共産党の側の人事が決定したものの、中央政府（国務院）の側の人事は、今年3月の第12期全国人民代表大会第1回会議で選出されたばかりであり、習近平体制の本格始動までは今しばらく時間がかかる。

また、習近平総書記が通商政策についてどのような方針を持っているかも現時点では定かではない。同氏が福建省、浙江省、上海市など沿海地方の地方政府でキャリアを積んできたことから、対外開放に消極的ではなかろう、ということが確実視される程度である。

したがって、現在、中国新政権の通商政策について語ることは、本来であれば時期尚早と言わざるを得ない。

しかし、全く予想も立たない訳でもない。近年の中国政治では毛沢東、鄧小平のようなカリスマ的指導者は鄧小平の後には登場しなくなって久しく、トップリーダーといえども就任前後から直ちに党・政府を大きく動かすことは困難でもあるためである。習近平がどのような選好を持っているにせよ、トップリーダー個人の選好に基づいて政策がドラスティックに変更されるということは起きにくくなってきている。ましてや習近平が後継者競争を生き抜いてきたのは、「誰からも反対されない」「敵がいらない」という消極的理由からであったという。またひとつには、新首相の李克強は胡錦濤の腹心と見做され、大きな変更を推進することは考えにくい。

つまり、中国政治はすでに制度化が進んでおり、前政権である胡錦濤時代に敷かれた路線を大きく動かすのは難しくなっている。習近平総書記・李克強首相の新政権が発足しても、当面はこれまでの展開の延長線に沿って通商政策がすすめられると考えてよい。そこで、次節では従来の中国の通商政策について確認することにしよう。

2. これまでの通商政策の展開と特徴

(1) 胡錦濤政権以前の状況

自由貿易協定のニュースを見聞きしないことがないほどの昨今からは考えにくい、1990年代末までの東アジア地域は、自由貿易協定（F T A）の「空白地帯」と呼ばれたものである。当時の中国は1989年の天安門事件後、国際的孤立から脱却し、経済発展の軌道に戻ることが最重要課題であった⁵。経済協力枠組みについては、まずは91年11月にA P E C（アジア太平洋経済協力）に加盟を果たした。92年からはW T Oの前身であるG A T T（「関税と貿易に関する一般協定」）加盟に取り組んだ⁶。

中国が経済協力枠組み参加やF T A締結に熱心になったのは比較的近年のことであり、前々政権である江沢民体制、朱鎔基首相の陣頭指揮の下であった。1997～98年のアジア通貨・経済危機を経て、周辺地域の安定の重要性があらためて明確になったこと、99年秋に米中交渉が妥結しW T O加盟が実現する目途が立った（2001年12月に加盟発効）ことに加え、参加しない場合にこうむる不利益も考慮したことなどから、次の課題として、「バスに乗り遅れない」よう、A S E A Nとの自由貿易協定締結を急いだのである。

2000年1月にシンガポールで開催されたA S E A N・中国非公式首脳会談において、朱鎔基首相はF T Aに関する共同研究を提案した。この提案に基づき、2001年3月に専門家グループが組織され、その報告書が同年11月のブルネイで開催されたA S E A N・中国非公式首脳会談に提出された。報告書の提言を受けて朱鎔基首相はA S E A N・中国自由貿易協定（A C F T A）を正式に提案し、10年以内に自由貿易協定の実現を目指すことで合意に達した。その後6回の交渉を経て、02年11月にA S E A N・中国の首脳はA C F T Aの「枠組み協定」に調印した⁷。

他方、既存の自由貿易協定への加入にあたっては、中国政府はきわめて慎

⁵ 天安門事件前後の状況の詳細については、さしあたり三宅康之「六・四（第二次天安門）事件 1989－1991年」、高原明生・服部龍二編著『日中関係史 1972－2012 I 政治篇』（東京大学出版会、2012）を参照されたい。

⁶ 中国のG A T T / W T O加盟過程については、中達啓示『中国W T O加盟の政治経済学 米中時代の幕開け』（早稲田大学出版部、2011）が詳しい。

⁷ 大橋英夫「東アジア経済の再編における日中の役割」『東亜』2003年1月号、32－41頁など。

重であった。当時は休眠状態にあった「バンコク協定」⁸への参加から始めたのである。2001年5月のことである。同協定は1975年に国連アジア太平洋経済社会委員会（E A C A P）主導でまとめられた、途上国間の関税優遇条項を含む貿易協定で、韓国、インド、スリランカ、バングラデシュ、ラオスが加盟国であった。

（２）胡錦濤政権期（２００２年秋～１２年秋）の展開

2002年秋に胡錦濤総書記、03年春に温家宝首相がそれぞれ就任し、胡錦濤体制が発足した。新体制は、経済協力枠組みやF T Aの拡大、深化を一貫してすすめていった。

まず、胡錦濤政権期の中国のF T A締結実績をまとめた表3-1を確認する⁹。このごく簡単な表からも、中国のF T A政策の特徴が浮かび上がる。少なくとも次の3点挙げることができるだろう。①単純なことではあるが、香港・マカオといった中国国内の特別行政区から始まり、拡大の一途をたどっていることが一見して明らかである。

表3-1 胡錦濤政権期の中国のF T A締結状況

相手国・地域	名称	発効年月
香港	中国本土・香港経済連携緊密化取決め(CEPA)	2004.1
マカオ	中国本土・マカオ経済連携緊密化取決め(CEPA)	2004.1
パキスタン	中国政府とパキスタン政府の自由貿易協定	2006.1
チリ	中国政府とチリ政府の自由貿易協定	2006.10
ニュージーランド	中国政府とニュージーランド政府の自由貿易協定	2008.1
シンガポール	中国政府とシンガポール政府の自由貿易協定	2009.1
ペルー	中国政府とペルー政府の自由貿易協定	2010.3
台湾	兩岸経済協力枠組協議(ECFA)	2010.9
コスタリカ	中国政府とコスタリカ政府の自由貿易協定	2011.8

⁸ 2005年11月にアジア太平洋貿易協定に改名(同協定は06年9月1日から実施)。

⁹ 以下の記述は、中国自由貿易区服務網ホームページ[<http://FTA.mofcom.gov.cn/index.shtml>]の関連部分およびJETROホームページ「中国 W T O・他協定加盟状況」[http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/trade_01/]に基づく。

出所：中国自由貿易区服務網ホームページ

[<http://fta.mofcom.gov.cn/index.shtml>]、JETRO ホームページ

[http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/trade_01/]より筆者作成。

これら以外にも、現在、交渉中の国家・地域として、オーストラリア、GCC（湾岸協力会議：サウジアラビア、クウェート、アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、バーレーン）、SACU（南部アフリカ関税同盟：南アフリカ、ボツワナ、ナミビア、レソト、スワジランド）、アイスランド、ノルウェー、スイス、韓国、日中韓（2013 年から開始）、RCEP（東アジア地域包括的経済連携協定：日中韓印豪・ニュージーランド、2013 年 1 月から開始）があり、インドとも別途共同研究中である（表 3-2 参照）。

表 3-2 2013 年 3 月現在、FTA 交渉中の国家・地域

	交渉開始
南部アフリカ関税同盟	2004.6
湾岸協力理事会	2004.7
オーストラリア	2005.5
コロンビア	2007.3
アイスランド	2007.4
ノルウェー	2008.9
スイス	2011.1
韓国	2012.5
日中韓	2012.11
RCEP	2013.1

出所：表 1 に同じ。

また、共通点が思い当たらないほどさまざまな国・地域が並んでいることから察せられるように、②締結できるところ、締結しやすいところから始めて、なおかつ、③可能な限り地域分布にも配慮して、東南アジア、南アジア、南米、オセアニア、中米へと各方面に拡大してきたのが実情であろう。チリは FTA 大国であり、シンガポールも同様である。こうした国々の F T

Aネットワークを利用することも考慮に入れていたであろう。つまり、②機会主義と③地域分布のバランス、も顕著な特徴としてあげることができよう。

ただし、さらに詳しく検討すると、それぞれとのF T A締結に伴う戦略的利益が浮かび上がってくる。それぞれについて地域ごとに整理して概観しておこう。

① 東アジア

<香港・マカオ>

香港、マカオ特別行政区とは2004年1月にC E P A、「経済・貿易緊密化アレンジメント」を締結した。香港、マカオは「一国二制度」を取っているため、中国国内同様には扱えないものの、国でもないため、自由貿易「協定」は結ぶことはできない。そこで「経済連携緊密化取決め」という表現に落ち着いた事情がある。とくに香港とは、返還後の関係が必ずしも安定してなかったことから、周辺地域の安定、中華圏の統合強化、足元固めという観点に立ち、C E P Aが締結されたと考えられる。隣接する台湾に一国二制度のメリットを見せる狙いもあったことも重要なポイントである。

<台湾>

台湾とは独立派の民進党政権から国民党政権に交代した後の2010年6月に、事実上のF T Aである「海峡两岸経済協力枠組協定」(E C F A)を締結し、直後の9月に発効させた。台湾についても相互に国家として承認していない事情が存在するため、「経済協力枠組協議」という表現が選ばれた。内容面では台湾の農産物の輸出に有利な条件設定がなされており、中国としては譲歩したことになるが、輸出農産物生産地の台湾南部は台湾独立派、民主進歩党(民進党)支持者の多い地域であることから、民進党支持基盤の切り崩しを狙った側面もある。

<シンガポール>

シンガポールとの交渉は2006年10月から始まり、8回の協議を経て、協定締結に至った。なお、シンガポール側の交渉参加者の回想によると、08年10月のシンガポール首相訪中という政治日程が早期交渉妥結の鍵であり、最後の交渉で、シンガポールからの輸出の10%についての関税撤廃時期を

2012 年から 2010 年に前倒しすることに成功したという¹⁰。

< A S E A N >

A S E A Nとの自由貿易協定 (A C F T A) はその後、着実に深化し、2010 年 1 月 1 日から全面発効した。この、やりやすいところから着手し、段階的に深化させていくパターンを中国側は中国式の F T A の成功例として高く評価している¹¹。

② 南アジア

< パキスタン >

パキスタンは古くからの同盟国であり、経済的関係も緊密であった。中国にとってのパキスタンの地政学的な位置づけは、①中東からの石油輸送経路という面、②共に国境問題を抱えるインドへの牽制、である¹²。パキスタンとは 2005 年 4 月に交渉を開始し、年内にアーリー・ハーヴェスト協定の締結に至った。06 年に自由貿易協定、08 年には包括的自由貿易協定、と深化している。

< インド >

温家宝首相が訪印した 2005 年 4 月から共同研究の段階にあるが、情報が少ないことから、さほど進展がないと判断される。

③ ラテンアメリカ

< チリ >

南米のチリとは 2004 年 11 月に交渉を開始し、わずか 1 年後の 05 年 11 月に協定締結に至った。アジア以外では初となったが、F T A 大国として協

¹⁰ シンガポール側の交渉参加者の回想が次に収められている。Ng Bee Kim, The China-Singapore FTA, in C.L.Lim and Margaret Liang eds, *Economic Diplomacy: Essays and Reflections by Singapore's Negotiators* (Singapore: World Scientific, 2011), pp. 273-280.

¹¹ たとえば対外経済貿易大学国際経済研究院課題組『中国自貿区戦略一周辺は首要』（対外経済貿易大学出版社、2010）。木村福成・石川幸一編著『南進する中国と ASEAN への影響』（ジェトロ、2007）も参照されたい。

¹² これら 2 点を象徴するのが、いわゆる「真珠の首飾り」の一環であり、ペルシャ湾へのアクセスポイントとなるグワダル港への中国のコミットである。

定を締結しやすいことから早くに実現したと考えられる。歴史的にも、南米でもっともはやく国交樹立した友好関係も後押ししただろう。チリについては、銅や硝石の産地として、戦略物資調達の観点から優先されたとの見方が中国国内でもなされている¹³。米国の裏庭からN A F T A圏に入ることも意識されたであろう。

<ペルー>

同じ南米のペルーとはチリとの協定発効後の2007年11月から交渉開始、短期間に7回の協議を経て、08年11月に交渉終了、09年4月に協定を締結した。ペルーもチリと同様、銅・鉛・鋅をはじめとする鉱山が有望視され、資源確保のために優先されたと理解される。ちなみに、協定署名の際には、当時国家副主席だった習近平が立ち会っている。

<コスタリカ>

中米の国家との第一号はコスタリカになった。コスタリカは、2007年6月に中華人民共和国と国交樹立するまでは中華民国を承認していた。承認変更の交渉の際に、国交樹立後の自由貿易協定締結が約束されたようである¹⁴。中国市場の魅力が台湾から中国への承認変更の大きな後押しになったことが確実視される。中国にとっては、小さなコスタリカ市場より中米市場への突破口、対台湾戦略のほかに、同国が米国の裏庭であることも無論考慮に入っていただろう。他のラテンアメリカ国家同様、わずか1年1ヶ月で締結に至ったことは、逆に言えば、争点が少なかったことをうかがわせる。

④ オセアニア

<ニュージーランド>

ニュージーランドは小国であるが、先進国とのF T A第一号として重視された。先進国グループへの突破口として位置づけられた。W T O加盟交渉の際にも最初に交渉を終えた相手国でもある。2004年12月から15回に及ぶ

¹³ 李光輝主編『中国自由貿易区戦略』（中国商務出版社、2011）。

¹⁴ このほか3億ドルの競技場の建設、パトカー200台の寄贈等々も行われたという。「米国へのハシゴ 中米コスタリカに染み込む中国パワー」『大紀元』2011年7月7日[<http://www.epochtimes.jp/jp/2011/07/html/d70308.html>]。

交渉を経て 08 年 4 月に妥結。羊毛・乳製品などを除けば輸入国であり、中国国内の新疆ウイグル自治区、内蒙古自治区との競合のみを調整すれば、ほかに大きな問題はないことから、先進国のなかでも F T A 締結を実現させやすかったのであろう。

<オーストラリア>

オーストラリアは中国にとって、鉄鉱石・農産品などの生産地として重要である。2005 年 5 月に交渉を開始しているが、2012 年 3 月に第 18 回交渉を行ってもまだ合意に達していない。中国側は先に着手しやすい部門から始めることを提案したのに対し、オーストラリア側は発効時点から総合的な F T A を要求したことから暗礁に乗り上げているようである。ネックになっているのはオーストラリア側に比較優位のあるサービス部門であり、協議妥結まではなお時間を要するものと思われる。現時点では、中国にとっては、オーストラリアから市場経済地位の承認を得たことが得点と言えよう。

⑤ 中東

<湾岸協力理事会>

湾岸協力理事会（G C C）とは 2004 年 7 月から交渉を開始、09 年までに 5 回の交渉を重ね、現在も交渉中である。2010 年からは戦略対話も開始した。中国側の狙いは石油資源にあることは言うまでもない。

⑥ アフリカ

<南部アフリカ関税同盟>

南部アフリカ関税同盟の主要国である南アと 2004 年 6 月に交渉開始に同意、交渉に入っているが、ほとんど関連情報がないことから、さほど進展がないと判断される。重ねて言うまでもなく、南アの戦略的重要性から中国側にとっても関心が高いはずだが、南アが「市場経済地位」を承認したことだけでも意義があったと言える。

⑦ ヨーロッパ

ヨーロッパ諸国とは、アイスランド、ノルウェー、スイスと交渉中である。いずれもヨーロッパでは比較的小さく、周辺部の国々である。これらに共通

するのは、欧州自由貿易連合（E F T A : European Free Trade Association）のメンバー国であること、輸入国であることである。蛇足を承知で補足すれば、いずれもE U加盟国ではない¹⁵。

アイスランドは2007年4月から交渉開始、12年末までに5回の交渉が重ねられている。今年1月下旬の第6回目の交渉により、ほぼ協議は完了した模様である¹⁶。スイスとは2009年から、13年3月初までに8回、アイスランド以上にハイペースで進行中である。

世界第五位の石油輸出国でもあるノルウェーとの交渉も2010年9月の第8回交渉までは順調に進んでいるように見えたが、第8回交渉を最後に中国側から無期延期が通告された。同年10月発表されたノーベル平和賞に、中国の民主化運動家の劉暁波が選ばれたことが主な理由と見なされている¹⁷。

以上を整理すると、政治的関係が良好な、輸入国を優先していることが浮かび上がる。貿易上の利益のためという以上に、協定締結による国家関係の緊密化等を通じた政治的効果や資源確保等のその他の国家的戦略の推進を目的に行っていることも確認できた。

（３）中国政府のF T A戦略

こうして中国は2004年から立て続けに複数の国家・機構と交渉に入り、05年には休眠状態にあった「バンコク協定」の初めての閣僚級会議をホストして「アジア太平洋貿易協定」を発効させ、06年中にもチリ、パキスタンとの自由貿易協定締結に成功した。中国がこの10年ほどの間に急速に世界各地とのF T Aネットワークを拡大してきたことは確認できたが、では、中国政府にF T A政策、F T A戦略は無かったのだろうか。

現時点で確認されるのは、商務部が06年12月に発表した「グローバル自由貿易区ネットワーク（全球自由貿易区ネットワーク）」の形成構想である。詳細は

¹⁵ E F T A加盟4国の残り1国はリヒテンシュタインである。同国の外交・対外関係業務は慣習的にスイスが代行してきたことから、スイスとの自由貿易協定が成立すれば、リヒテンシュタインも協定締結に至るものと考えられる。

¹⁶ 『人民日報』2013年1月29日「商務部：中冰自由貿易協定談判取得突破性進展」
[<http://finance.people.com.cn/n/2013/0129/c1004-20365778.html>]。

¹⁷ ロイター通信2010年12月1日「中国がノルウェーとのF T A交渉を無期延期、平和賞問題の影響か」
[<http://jp.reuters.com/article/worldNews/idJPJAPAN-18418120101201>]。

明らかにされておらず、筆者の管見の限り主に次の2点が判明しているのみである。(1) A C F T Aを基盤に、アジアから始まり、ラテンアメリカ、アフリカ、ヨーロッパへの拡大が描かれていること。(2) 提携相手を選択する基準としては、戦略的意義が突出し、経済的補完性が高く、市場規模が大きい、あるいは資源が豊富、「和諧発展」(調和のある発展)を推進する効果が顕著であること、などが挙げられているということ、である¹⁸。この戦略からは、N A F T A、E Uと世界を三分する自由貿易協定圏の盟主となる目標が見透かされよう。しかし、同戦略が描くようには必ずしも順調に進捗していないことは、上述の個別の事例、とくにオーストラリアの例からも明らかである。

3. 昨今の状況と今後の展望

(1) 昨今の状況

近々の2012年以降に即していえば、胡錦濤国家主席をはじめとして、演説、主要政策文書のなかで繰り返し「F T A戦略の加速」が提起されていることから、中国側のF T A締結重視の姿勢は明白である。指導部の関連する発言の代表例として、第17回党大会報告では「F T A戦略を実施し、二国間および多国間の経済貿易協力を強化する」としたのみだったが、第18回党大会報告では「二国間、多国間、地域およびサブリージョンの開放・協力を統合し、F T A戦略の実施を加速し、周辺国家との相互アクセスを推進する」とより詳細かつ積極的になっている¹⁹。

このほか、商務部のレベルでは、2012年12月「全国商務業務会議」における商務部長の発言のうち「2013年の主要任務」に触れた箇所で、次のように述べているのが注目に値する。

「・・・F T A戦略の実施を加速する。R C E Pおよび日中韓F T Aの交渉、ならびにアイスランド、スイス、オーストラリア、G C C、韓国とのF T A

¹⁸ 「中国将建設全球自由貿易区網絡」『第一財經報』2006年12月8日
[<http://finance.sina.com.cn/g/20061208/02093145438.shtml>]、「中国構想全球自貿網絡談判時間表將出台」『21世紀經濟報道』2006年12月9日
[<http://finance.sina.com.cn/g/20061209/01193149116.shtml>]。

¹⁹ 原文はそれぞれ「実施自由貿易区戰略，加強雙邊多邊經貿合作」、「統籌雙邊、多邊、區域次區域開放合作，加快實施自由貿易區戰略，推動同周邊國家互連互通」。

交渉を着実に推進する。・・・」

ここではノルウェー、南部アフリカ関税同盟、インドに言及していないのが興味深い。あるいは優先順位が低いとも考えられる。少なくとも、ここで列举された機構、国家とは今後もこれまで以上に積極的に交渉を進めることは確実視されよう。

実務を主管する商務部について付言すれば、今般の全人代で任命された高虎城・新部長は、副部長からの昇格であり、貿易交渉代表を兼任していたエキスパートであることから、政策の連続性が優先されていることがうかがわれる。

（２）ＴＰＰ（環太平洋パートナーシップ）への対応

ここで、ＴＰＰに関する中国の対応について触れておきたい。中国が戦略的にＦＴＡを進めてきたことは、逆に言えば、中国は経済協力枠組みやＦＴＡを戦略的観点からとらえる傾向が強いと言える。また中国の政治外交全般に共通して見られる特徴として、当局が主導権の確保を強く意識し、受動的な立場に立たされることを可能な限り回避しようとすることも挙げられよう。

そこでＴＰＰについては、要求水準が高すぎることから、研究評価を行いつつ、様子見をしているようである。今後は、米国主導の枠組みが作られることに警戒しつつ、加入する余地も残した対応を取っていくことが見込まれる。中国はＴＰＰ交渉に関する日本の動向を注視しており、日本を牽制するためにも日中韓投資協定、日中韓ＦＴＡ、ＲＣＥＰなどを積極的に進めてくるものと思われる²⁰。

2013年2月末、日米のＴＰＰ協定に関する共同声明が発表された後、中国外交部は報道官を通じて2月25日、日米共同声明に対して、「ＴＰＰ協定を含むアジア太平洋地域の経済融合と共同繁栄に有利な提唱について、中

²⁰ 3月26日から第1回日中韓ＦＴＡ第1回交渉が始まる。5月下旬には日中韓首脳会議も予定されている。ただし、すでにアジア太平洋貿易協定により中国との関税協定関係にある韓国にとって、競合する日本が中国との自由貿易協定を締結することは利益がないため、交渉を遅らせるインセンティブが働く、という見方も成り立つ。この点はジェトロ大阪本部・樫山映氏の教示による。

国は開放的な態度を示している。現在の情勢下で地域の経済発展における相違性と多様性を十分に考えたうえで、開放、包容、透明の原則に準じ、アジア太平洋地域の経済一体化をプロセスに従って徐々に推進すべきだ」と述べた。続いて3月15日の安倍総理によるTPP参加表明については、「中日韓などアジア太平洋地域の自由貿易協定交渉はまさに進んでおり、そうした現実を尊重すべきだ」と述べ、間接的な表現ながらも交渉入りを牽制している²¹。

4. 終わりに

以上の概観から、中国のFTA政策には、次のようないくつもの目的が含まれていることが浮かび上がった。

- (1) 経済発展空間の拡大
- (2) 資源の確保
- (3) 参加しない場合に生じる不利益の最小化
- (4) 中国脅威論の打ち消し
- (5) 対台湾戦略
- (6) 市場経済地位の承認獲得

こうした中国側の戦略的思惑を意識するにせよしないにせよ、「13億人の中国市場」の魅力に抗うことは企業にとっても政府にとっても困難であり、今後も、中国とのFTA締結国のリストは長くなっていくだろう。

とはいえ、その過程は順風満帆とは行くまい。FTA締結国ならずとも国内市場で中国製品が氾濫し、国内産業が淘汰される危険性を訴える声も根強い。また、これまでは政治的問題の少ない、輸入国と自由貿易協定が結ばれてきたが、今後はそのような条件に合うケースも限られてこよう。

とくに、中国にとって重要な市場である先進国との協定締結には限界もある。ひとつには経済の市場化は相当程度進行したものの、中国共産党が法律より優越する体制に変化はなく、法治国家とは認めることはできない。また、

²¹ 「サーチナ」2013年2月26日「アジア太平洋地域の経済一体化は徐々に進めるべき＝中国外交部」[headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20130226-00000032-scn-cn]。『産経新聞』2013年3月16日「TPP交渉参加 中国の反響 「新たな冷戦」牽制」[<http://sankei.jp.msn.com/economy/news/130316/fnc13031611120002-n1.htm>]。

市場化についても、現状は渡邊真理子（アジア経済研究所）の呼ぶ「混合市場体制」であり²²、かつ「国進民退」（国有企業の増強と民営企業の縮小）現象のように、市場化に逆行する傾向がますます顕著になっている。リベラルな立場からは人権問題、保守的な立場からもサイバー攻撃など、さまざまな問題が山積していることは、先進国政府が中国との関係強化に踏み込むことをためらわせるだろう。

最後に日本に即して筆者の考えを述べるならば、以上に加えて、尖閣諸島問題に端を発する全国的反日デモ暴動を通じてチャイナ・リスクが誰の目にも明らかになったうえ、その後の尖閣諸島や南シナ海をめぐる中国側の強硬な姿勢が維持されている現状では、日中双方の側で円満に貿易協定を締結する環境は整っていないと言わざるを得ない。日中韓 F T A 交渉への参加はむしろ必要であるが、締結を急ぐ必要はないのではないか。一方で、T P P 交渉、E U との日欧 E P A 交渉を速やかに進めることが日本として最善の選択肢と考えられよう。

²² 加藤弘之・渡邊真理子・大橋英夫『21 世紀の中国 経済篇 国家資本主義の光と影』（朝日新聞出版、2013）。

第4章 東アジア／アジア太平洋の広域F T Aと域内国際関係 —大国間政治と小国の対応、国内基盤の流動化—

大矢根 聡

1. はじめに

2012年5月に米中戦略・経済対話が開催された際、H. クリントン国務長官は、「確立した大国」と「台頭する大国」が出会い、何ができるかが課題だと語った²³。東アジアもしくはアジア太平洋の地域では、影響力を相対的に弱めるアメリカや日本と、逆に影響力を急速に強める中国やインドなどの大国が緊張関係にあり、また協調の枠組みを模索している。こうした大国間政治が国際関係の様々な局面に影を落としているが、東アジア／アジア太平洋はそれが顕著な地域の一つである。しかし同時に、A S E A N（東南アジア諸国連合）を中心とする小国も自律性を維持し、大国間政治の影響を緩和しようと試みている。この地域では、2国間F T A（自由貿易協定）のネットワークがすでに重層的に成立しており、今日、それらが広域F T Aに集束しつつある。その広域F T Aの動向を左右しているのが、大国間政治と小国の対応のダイナミズムであろう。

すなわち、大国は地域に関与し、影響力を確保する手段として、広域F T Aを活用している。具体的には、アメリカがT P P（環太平洋経済連携）を推進し、それを梃子にしてF T A A P（アジア太平洋自由貿易圏）の実現を意図している。中国は、2010年頃までE A F T A（東アジア自由貿易圏）を追求し、これに対して日本は、C E P E A（東アジア包括的経済連携協定）を目指していた。広域F T Aは、自由貿易を拡大する点で、域内各国に共通の利益を提供する。しかし同時に、広域F T Aを主導する国が自国に有利なルールを設定し、そのメンバーや協力の原則などを左右しうる。このため大国は、広域F T Aをめぐる協調と緊張の複雑な関係を結ぶのである。

大国が主導しても、多数の小国をメンバーに取り込まなければF T Aは広域化しない。したがって小国であっても、F T Aへの支持や加入を梃子に一定の影響力を行使できる。また大国が対立し、広域F T Aに向けた動きが膠着状態に陥れば、小国が主導権を握ることも不可能ではない。2011年8月、日中両国がE A F T AとC E P E Aをめぐる対立の持続を避け、協議を前進

²³ Hillary Rodham Clinton, “Remarks at the Strategic and Economic Dialogue U.S. Press Conference,” May 4, 2012, U.S. Department of State.

させるためにASEANに主導権を委ねたのも、後者の一例であろう。こうしてASEANが「運転席」に座り、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）の検討が本格化したのである。

アジア太平洋地域では、FTAほど厳格なルールは備えていないものの、貿易自由化を進める地域レジームが誕生していた。1989年に創設されたAPEC（アジア太平洋経済協力）である。これは冷戦が終結して、アメリカとソビエト連邦の対立が終幕を迎え、またアメリカが影響力を低下する中で成立した。大国間政治が収束する局面において、他の国々が協調して地域秩序を支える場を設けようと、日本の通産省（当時）がAPECを提案したのである²⁴。今日の動きは一見同様の貿易自由化に見えても、内実が大きく異なる。APEC創設期とは逆に、大国が地域関与を強めようとしており、小国は自律性を保とう企図している。その両者の動きが交差する中で、複数の広域FTAの構想が浮上し、競合しているのである。

以上の観点から、第1に、大国のアメリカと中国、小国集団のASEANのスタンスを確認する。第2に、その各国が相互に接触する中で、どのような広域FTAが浮上しているのか、現状とその特徴を明確化する。第3に、日本の対応を考える手がかりとして、広域FTAがどのような展開を辿りうるのか、歴史や理論からパターンを検討してみる。第4に、広域FTAの行方を左右するもう一つ要素として、各国の国内基盤に目を向ける。高齢化や経済格差の拡大、それらを背景とする社会不安の増大は、日本のみならず各国で自由貿易政策の支持基盤を侵食しつつあり、無視できないのである。以上の検討を踏まえて、若干の結論を導きたい。

2. 主要国のスタンス

アメリカと中国、ASEANは広域FTAに対して、どのような立場をとっているのだろうか。この地域への政策全般を視野に入れて、各国の方針と行動を概観してみたい。

（1）アメリカ

B. オバマ政権は、戦略的リバランス（再均衡）を進め、アジア太平洋地

²⁴ 大矢根聡『国際レジームと日米の外交構想—WTO・APEC・FTAの転換局面—』有斐閣、2012年、122～128ページ。

域を重視する姿勢を強めている。2012 年 1 月に発表した『アメリカのグローバルな主導権の維持』と題する方針は、富やパワーの配置が大西洋からアジア太平洋へとシフトしているという状況認識に基づいて、アメリカの対応を示している。すなわちアメリカは、経済的衰退や財政赤字を踏まえつつも、アジア太平洋でアメリカ以外の国が地域的覇権を確立する事態を防ぐ目標に掲げたのである。この目標に基づいて、アメリカは同盟国との関係を緊密化し、広域 F T A を含む地域レジームによって地域協力を進め、その同盟関係を補完する方針をとっている²⁵。

この構想においては、軍事的戦略と経済的関心が密接不可分の関係にある。アメリカ政府の『国家安全保障戦略』報告書も、軍事力がアジア太平洋地域への経済的関与を支え、また逆に、経済再建が軍事力や外交の基礎になると指摘している²⁶。アメリカ経済をリーマン・ショックから再建するため、オバマ政権は「国家輸出イニシアティヴ」を進めており、それを中小企業の利益や雇用拡大に結びつけようと企図している。その際に焦点となっている輸出対象がアジア太平洋であり、貿易拡大の手段としているのが T P P なのである。

アメリカが F T A を推進し始めたのは、1980 年代半ばに遡る。当時のアメリカは世界に先駆けていたものの、2000 年代初めには日本や中国に遅れをとっていると、U S T R（合衆国貿易代表部）が認めていた²⁷。しかも、アメリカをメンバーとしない E A F T A や C E P E A が浮上し、検討が進んだため、アメリカの経済的関与が弱まらざるをえない可能性が現実味を帯びた。そこで 06 年、G. W. ブッシュ政権は、アメリカの加入する A P E C で F T A A P を追求する方針を表明し、08 年には、その中間段階として既存の T P P に参加する意向を示したのである。政権政党は共和党から民主党に移ったものの、オバマ政権もこれを踏襲し、09 年 11 月に T P P 参加を表明した。

アメリカ政府は、自らの追求する F T A を「21 世紀型」と表現している。高水準の貿易自由化を広範な分野で実現し、貿易と地球環境、貿易と労働の

²⁵ *Sustaining U.S. Global Leadership: Priorities for 21st Century Defence*, U.S. Department of Defense, January 2012.

²⁶ *National Security Strategy*, The White House, May 2010.

²⁷ U.S. Trade Representative, *2001 Trade Policy Agenda and 2000 Annual Report of the President of the United States on the Trade Agreements Program*, p.4.

関係などについても先端的なルールを設ける方針なのである。それが、なおも多く分野の産業で競争力を持つアメリカにとって、有利だという判断している。また貿易自由化による経済的自由化は、貿易相手国の政治的な自由化、民主化や人権擁護を促しうると、アメリカ政府は展望している。したがって、中国のような国家主導的な経済運営が各国の支持を集め、F T Aが「21世紀型」にならない事態に懸念を抱いている。

このようにアメリカは、地域的覇権や自由主義などの点において、中国の動向に神経を尖らせている。とはいえ、台頭する中国の協力なくして、アメリカが単独で地域と世界の秩序を支えるのは容易ではない。このジレンマにおいて、アメリカは中国を自由主義的レジームに取り込み、それを遵守し、支えるように促す方針をとっている。これは、2005年にR. ゼーリック国務副長官が「責任あるステークホルダー（利害関係者）」という概念を示し、それがアメリカで幅広い支持を獲得して以来、ほぼ定着している。しかし2010年頃になると、中国がしばしば強硬な方針を示すようになり、アメリカもより強い態度で牽制する場面が増えている。

（２）中国

中国の外交方針については、議論が分かれている。一方では、中国は自由主義的な国際的・地域的レジームのもとで経済成長してきたため、今後も自国の利益のためにもレジームに適した行動をとると観測されている。しかし他方では、中国は先進国主導のレジームに不満を抱いており、秩序の維持に貢献しようとはせず、次第に批判的な言動をとると見られている。さらには、中国が独自の地域レジームを追求し、周辺の国々もそれを受け入れる、とする議論もある²⁸。

中国の実際の行動も、地域的なF T Aをめぐっても分裂的である。一方では対中脅威論を意識し、その懐柔策として地域協力を推進してきた。A S E A N・中国F T Aはその典型例であろう。こうした地域協力を重ねる中で、中国自体も影響を被り、域内の対外協調的な慣行を受け入れたという指摘も

²⁸ John G. Ikenberry, “The Future of the Liberal World Order: Internationalism after America,” *Foreign Affairs*, 2001; Randall L. Schwaller and Xiaoyu Pu, “After Unipolarity: China’s Visions of International Order in an Era of U.S. Decline,” *International Security*, 36 (1), 2011; David Kang, *China Rising: Peace, Power, and Order in East Asia*, Columbia University Press, 2007.

ある²⁹。しかし他方では、中国は地域レジームに自国の理念と利益を反映させようとしている。中国がE A F T Aを推進し、東アジアのメンバーのみと各国の実情に即した主張を展開したのは、その表われだと言える。そのため、日本がC E P E Aを追求し、自由主義や人権など世界標準の規範を強調すると、中国は違和感を示唆した。

こうした対照的な対応のうち、後者の頻度が2009年頃から増えている。それ以前の中国は、「平和的発展」や「和諧（調和）世界」といった理念を示し、協調的な国際環境を維持しつつ経済成長に勤しんでいた。この方針は「韜光養晦」と表現され、当面は能力を隠して穏健な行動を維持するものであった。しかし09年頃になると、自国の主権や利益を前面に打ち出す場面が増え、南シナ海や尖閣諸島などでは領有権をめぐる周辺国との軋轢も辞さなかった。米中戦略・経済対話においても、中国が自国の「死活的利益」を承認するように、アメリカに迫る場面もあった。こうした背景では、経済力が拡大してG N P（国民総生産）で世界第2位に達し、軍事力も拡大して空母の建造にも踏み切るなどして、中国政府や国内の大国意識が高まっていた。

それでも中国は、協調的な対応を垣間見せており、広域F T Aについてもそうである。例えばT P Pについて、2012年11月に俞建華商務次官が（T P P参加の）「招待状を受け取っていない」と発言し、反発を示唆した。しかしそれから程なく、姜瑜外務報道官はT P Pが地域の統合と繁栄に有益であり、中国も開かれた態度をとっていると表明しているのである³⁰。

こうした二面性は、中国自体のジレンマを反映している。中国が経済成長を維持し、そのために資源や素材、市場を確保するには、協調的に広域F T Aを進める必要がある。しかし中国が存在感を増せば増すほど、知的財産権ルールの遵守や国内制度の世界標準への調和を強く求められ、政治的な民主化や人権尊重も要求される。にもかかわらず、中国は元来、自由主義的な国際規範に違和感を抱いており、むしろ中国の大国化を背景にして、自らに相応しい地域レジームを望んでいるのである。

²⁹ Alastair I. Johnston, *Social States: China in International Institutions, 1980-2000*, Princeton University Press, 2008.

³⁰ 『朝日新聞』2011年11月13日。「APEC参加エコノミーのT P Pについての見解等」2011年10月、外務省。

(3) A S E A N

このような米中両国、それに日本やインドなどの狭間にあつて、A S E A Nは地域秩序が不安定化する事態を恐れている。A S E A Nを構成する 10カ国は小国であり、安定した安全保障環境を維持するには、大国間のバランスを維持し、特定の大国の過剰な関与を避ける必要がある。また、小国が経済発展を維持するには、大国との貿易・投資関係の緊密化は不可欠である。こうした小国がA S E A Nのもとで結束を試みており、その一体的な支持は大国が地域に関与する際に無視できない。A S E A Nの支持は、その大国の地域関与に正当性を与えるのである。

このためA S E A Nは、大国の軍事的・経済的パワーに依存し、それを利用しながらも、大国から一定の距離と自律性を保ち、さらに大国間の関係を操縦しようと試みている。それは、大国を馴化する（飼い馴らす）企図だと言える³¹。その手段として、A S E A Nは広域F T Aを始めとして、地域レジームを駆使している。A S E A Nが、地域レジームの「運転席」に座って、その形成と運用を主導し、一定のルールや慣行を大国に受け入れさせようとするのである。しかし同時に、地域レジームの運営をめぐるA S E A Nが大国の方針を認め、応じざるをえない局面もあり、A S E A Nには卓越した「運転」術が必要になる³²。

こうしてA S E A Nは、地域レジームのメンバーに大国を取り込んだり、逆にメンバーから排除したり臨機応変に対応し、大国の馴化を図ってきた³³。E A F T Aの検討の舞台となったA S E A N + 3や、C E P E Aの検討の場となったE A Sの形成と運営は、その典型例である。その延長線上において、A S E A Nは広域F T Aにも対応している。

このような対応をスムーズに展開するには、A S E A Nが大国を惹きつける力を保持する必要がある、そのために経済的な自由化や改革に力を注いできた。A S E A Nが、2003 年にA F T A（A S E A N自由貿易協定）を実

³¹ 山影進「大国を『飼い馴らす』ことをめざす小国の戦略—東南アジア諸国連合（ASEAN）の影響力に焦点を当てて—」『日米中関係の中長期的展望』日本国際問題研究所、2012 年。山影進『ASEAN パワー—アジア太平洋の中核へ—』東京大学出版会、1997 年も参照。

³² Alice D. Ba, “Who’s Socializaing Whom?: Complex Engagement in Sino-ASEAN Relations,” *Pacific Review*, 19 (2), 2006.

³³ Kai He, *Institutional Balancing in the Asia Pacific: Economic Interdependence and China’s Rise*, Routledge, 2008.

現し、さらに同年、A S E A N第2協和宣言において政治安全保障と経済、社会文化の3つの共同体の創設を謳ったのは、そのためでもある。

A S E A Nが大国と対峙するには、メンバー間の緊密な関係を維持する必要がある。しかしメンバーは、政治的民主化の段階や大国との外交関係、経済発展などを異にしており、内部分裂が表面化している。T P Pについても、シンガポールとブルネイは当初からのメンバーであり、ベトナムとマレーシアも交渉に参加しているが、消極的な国もある。単純化すれば、以前からのメンバー国は国際的標準化に前向きであり、新たに加わったメンバーは、従来のA S E A N通りに主権や自律性を優先すべきだとしている。このため、上で触れたA S E A N経済共同体も、A F T A以上の経済的自由化を進めると同時に、サービス自由化で一定の例外を残し、ルール違反に対する罰則も緩やかになるなどした。A S E A Nとしての一体性の維持が問題化する場面は、今後さらに増えるものと考えられる。

以上の米中両国とA S E A Nが、広域F T Aの動向を大きく左右する。もちろん韓国やインド、それに日本などの影響も無視できない。こうした国々のスタンスが交錯する点において、広域F T Aが姿を現し、またその姿を変えている。どのような広域F T Aが、どのように展開しているのか。次に、その現象と特徴、傾向を明確化したい。

3. 広域F T Aの特徴と傾向

(1) 広域F T Aの並列と変転

東アジア／アジア太平洋の広域F T Aとして、現在の中核的な存在はT P PとR C E P、日中韓F T Aである。T P Pは、2005年にシンガポールとニュージーランド、チリ、ブルネイという小国間で成立し、その後、参加国が拡大している。R C E Pと日中韓F T Aも、検討と協議の過程にある。これらの広域F T Aは、その主導国とメンバー、貿易自由化の原理を異にしており、重なり合いつつも競合する関係にある（表4－1参照）。

表 4－1 東アジア／アジア太平洋の広域 F T A

T P P（環太平洋経済連携）	アメリカ主導（＝）日 ⇄ 中
→ F T A A P（アジア太平洋自由貿易圏）	アメリカ主導
R C E P（東アジア包括的経済連携）	A S E A N 主導＝日－中
← C E P E A（東アジア包括的経済連携）	日本主導 ⇄ 中
← E A F T A（東アジア自由貿易協定）	中国主導 ⇄ 日
← A S E A N＋1 F T A	
日中韓 F T A	日－中－韓

注）右列「＝」は協調的、「⇄」は対立的。「→」は今後もしくは従来からの変化。

まず T P P はアメリカが主導し、上に述べた 4 ヶ国に加えて数ヶ国が参加交渉を進めており、さらに日本をはじめ、交渉参加国が現われている。その貿易自由化は、工業品・農産品の「例外なき関税撤廃」を掲げ、また自由化やルール設定の対象をサービスや投資、知的財産権、さらに地球環境や労働、国内規制制度などに拡張しようとしている。高度な自由化を実現し、それを拘束力の強いルールのもとで各国に遵守させると観測されており、その意味でハードな地域レジーム、すなわち「法化」の進んだ広域 F T A になる（表 4－2 参照）。

これに対して R C E P は、A S E A N が主導しており、メンバーに A S E A N と日中韓を含むのは確かであるが、それ以外のメンバーは特定せずに検討を進めている。その貿易自由化は、A S E A N が他の国と締結している F T A（いわゆる A S E A N プラス 1）をベースにしており、製品とサービス、投資を中心とし、その意味で限定的な内容になると見られる。高水準の自由化を進めるが、当初から厳格な自由化とルールを掲げていない点で、各国に一定の柔軟性を許容するソフトな内容、すなわち「アジア・ウェイ（アジア方式）」と称される性格を伴う可能性が高い（表 4－2 参照）。

表 4－2 広域 F T A の原理

原理	アジア・ウェイ（アジア方式） ←→ 法化（世界標準）
性格	緩やかなルール ←→ 強い拘束力のルール 過程・合意重視（各国の実情尊重） 結果・遵守重視
広域 FTA	APEC … EAFTA … RCEP … CEPEA … FTAAP … TPP
調整の場	ASEAN APEC

日中韓 F T A は、3 者の中では最も古く 1999 年に提案され、研究されてきた。しかし、日中韓の歴史問題や経済的な競合関係が障害となり、政府間協議に至らなかった。このため日中韓は、多様な F T A が並存する東アジア／アジア太平洋地域にあって、奇妙な空白領域になっている。そのような中で 2012 年 4 月、日中韓が政府間交渉の開始に合意したのである（開始は 2013 年 3 月）。その貿易自由化の内容は明確ではないが、3 カ国の産業に競合性が高く、また各国内に競争力を著しく欠く産業が存在するため、高水準の自由化を目指しながらも、一定の例外や柔軟性を伴う可能性がある。

こうした広域 F T A の特徴として、2 点が指摘できよう。第 1 は並列性である。複数の広域 F T A が並行して検討され、協議されている。メンバーがかなり重複し、ともに貿易自由化を掲げているにもかかわらずである。第 2 は変転である。3 つの広域 F T A とともに、数年前まで存在しなかったか、周辺的な存在に過ぎなかった。すなわち T P P は、2008 年にアメリカが参加を表明するまで、小国の周辺的な F T A にとどまっていた。日中韓 F T A も停滞中の一構想に過ぎず、R C E P は、10 年の日中共同提案までは E A F T A と C E P E A とに分裂していた。さらに言えば、この地域における貿易の地域レジームは意外にライフ・サイクルが短い。A P E C も、1989 年に誕生してから好調に貿易自由化に成果をあげたものの、97・98 年のアジア経済危機で役割を果たせず、各国の関心を失って失速した。各国の関心が再び高まるのは、A P E C 規模の F T A として F T A A P の構想が浮上した 2006 年頃からである。E A E C（東アジア経済協議体）も、1990 年 12 月に提案され、盛んに議論されながら、結局は実現へと向かわなかった。

この並列性と変転は、3 つの重要だがシンプルな事実を示している。第 1 は、地域の全ての国が同意しうる、決定的な F T A 構想の欠如である。多くの国が特定の広域 F T A を推進し、他の広域 F T A には違和感や抵抗感を抱

いているのである。それは、各国が同じ地域に位置しながらも余りに多様で、政治体制や経済発展、文化や宗教などにおいて異なり、互いに対立もしている実情を反映していよう。こうした国々の合意は、経済的利益の共通性や地域協力の必要性のみでは成立しないのである。

第3は、広域F T Aをめぐる原理の相違である。すでに見たように、広域F T Aは、高度の貿易自由化を追求し、強い拘束力で各国に遵守を求める、ハードで法化の進んだタイプを一つの極にしている。その逆の極には、貿易自由化を高度化するものの、各国の独自性や主体性を重んじ、コンセンサス（全会一致）に基づいて徐々に実施するという、ソフトでアジアン・ウェイと呼ばれるタイプがある³⁴。T P Pは前者の典型であり、R C E Pは後者の要素を備え、日中韓F T Aは中間に位置すると考えられる。

第3に、異なる広域F T Aが並存し、それが相互に影響しあい、しかも従来から変転しがちであったとすれば、現在の広域F T A構想も今後、変化しよう。T P Pは元来、A P E CのもとでF T A A Pを追求するための一里塚に位置づけられていた。今後、A S E A Nが一体としてT P Pに参加し、他の発展途上国も加入する可能性がある。そうだとすれば、高度な法化を絶対的な条件にし続けられるのか、アジアン・ウェイを考慮する必要性に直面しないのかが、問題になる。またF T A A Pを実現する際には、ある時点においてT P PとR C E P、言い換えれば法化とアジアン・ウェイの調整や融合が課題になる。すなわち、T P Pの是非だけでなく、どのようなT P Pを目指すのか、T P PをどのようなF T A A Pへと繋げるのか、戦略的に検討する意義は大きい。

その際、日本は独自の立場にある。日本は、3つの広域F T Aに参加する唯一の大国であり、また法化とアジアン・ウェイの双方に理解と利益を持つ。また、F T A A Pの検討がA P E Cでされるのなら、これは日本が提案して推進し、経験を蓄積してきた場でもある。日本が独自の構想を提示し、交渉を牽引する余地は十分にある。

そうだとすると、広域F T Aが今後どのように推移してゆくのか、一定の展望を持つ必要があろう。この地域には多様な国々が混在し、大国間政治と

³⁴ Amitav Acharya, “Ideas, Identity and Institution Building: from the ‘ASEAN Way’ to the ‘Asia-Pacific Way’,” *Pacific Review*, 10, 1997; Judith L. Goldstein, et. al. eds., *Legalization and World Politics*, MIT Press, 2001.

小国の対応が変化に富む動きを示しており、不確定要素が多く、観測は難しい。しかし、歴史的な経緯や国際関係理論に基づいて、4つのパターンを想定することができよう。

（２）広域ＦＴＡのパターン

ここでは歴史的・理論的に想定しうるパターンを示しておこう。第１に、アメリカ主導の地域レジームは、東アジア／アジア太平洋地で確立した前例がなく、第２に、大国間政治が不安定化すると、地域レジームは成立しにくくなる。第３に、小国は大国を操縦する手段として地域レジームを活用しようとする。第４にＦＴＡが地域で広範な国に受け入れられるには、地域に適合するアイディアが重要な意味を持つ。

① アメリカ主導の稀少性

国際関係理論の覇権安定理論によれば、国際的・地域的秩序は覇権国、すなわち卓越したパワーを持つ超大国によって創設される。しかし、東アジア／アジア太平洋地域の歴史的事実はその例外であり、アメリカが主導して、貿易分野のレジームが確立した例はない³⁵。その意味において、アメリカがＴＰＰを継続的に主導しているのは異例かもしれず、それがＦＴＡＡＰに結実するとすれば、稀有な展開となる。

もちろんアメリカは、これまでも経済統合やＦＴＡの構想を繰り返し提案し、各国に働きかけてきた。1950年代半ばに日本・東南アジア間の経済関係強化を、1980年代半ばには対米ＦＴＡのネットワークやアジア太平洋協力を、アメリカの政府や議員が提起してきた。しかし、2国間のＦＴＡや投資ＴＩＦＡ（貿易・投資枠組み協定）を除くと、複数国間の地域レジーム構想は実現に至っていない。

ただし、アメリカが主導せず、むしろ受動的であったとしても、アメリカの承認と関与は地域レジームの成立と持続に決定的な重要性を持ってきた³⁶。ＡＰＥＣも、アメリカがそれを是認し、参加したからこそ実現に至り、

³⁵ 大矢根聡「アメリカの多国間主義をめぐるサイクルー消極的関与と急進的追求の振幅とその背景―」大矢根編『東アジアの国際関係―多国間主義の地平―』有信堂、2009年。

³⁶ 前掲。

存続した。今日の広域F T Aに関しても、アメリカが拒否する構想は、成立と持続は難しいと考えられる。アメリカが広域F T Aの形成を主導できないのは、なぜか。アメリカ国内では、東アジア／アジア太平洋地域への関心が概して低く、この地域をめぐる政策の支持基盤が弱い。そのためアメリカ政府は、連邦議会や産業界の関心を喚起しようと、必要以上に経済的・政治的利益を売り込もうとし、その結果、地域特有の事情やアジアン・ウェイの慣行を軽視して、地域各国の反発を招きがちなのである。また、期待する成果があがらないと、アメリカ国内で失望や反発が高まるのである。

② 大国間政治と地域レジームの不安定化

上で言及した覇権安定論の延長線上で理論的に想定されるパターンであり、東アジア／アジア太平洋地域でも認められる³⁷。覇権がパワーを相対的に低下すると、各国にとっての利益（相対利得）が今後どのように変化するか分かりにくくなり、将来の利益を縛るような地域レジームは成立しにくいのである。

今日、アメリカのパワーが相対的に低下し、中国やインドが顕著なパワー拡大を示して、パワー・トランジション（パワー移行）と呼ばれる現象が生じている。そのため、それぞれの大国のパワーや利益がどのように推移するのか、確かな展望を得るのは難しく、どの大国も主導権を発揮しにくくなる。この観点からすれば、今日のアメリカや中国、日本が、それぞれに独自の広域F T Aを構想し、推進しつつも、強力に実現を図ったり、他の構想を排除しようとせず、相互了解のもとで並行的に推進しているのは必然的でもある。

③ 小国による地域レジームの主導

大国が地域レジームを決定的に牽引できない状況において、影響力を欠くはずの小国が地域レジームを主導し、また大国を操縦する場合がある。K. ハーによれば、A S E A Nは大国を地域レジームに取り込んだり、排除したりしながら、大国間のパワー・バランスを図って一部の国が突出した影響力

³⁷ Donald Crone, “Dose Hegemony Matter ? : The Reorganization of the Pacific Political Economy,” *World Politics*, 45 (4), 1993; Joseph M. Grieco, “Systemic Sources of Variation in Regional Institutionalization in Western Europe, East Asia, and the America,” in Edward D. Mansfield, et.al., eds., *The Political Economy of Regionalism*, Columbia University Press.

を持つ事態を抑え、またASEANと大国との関係を維持した³⁸。この試みは、軍事的パワーに基づく勢力均衡とは異なり、非軍事的な方法で緩やかにパワーの均衡化を図るため、ソフト・balancingと称される。

こうしてASEANは、EFTAの検討の場となったASEAN+3（ASEANと日中韓）や、CEPEAを検討したASEAN+6（ASEANと日中韓、インド、オーストラリア、ニュージーランド）、もしくはEASAS（東アジア・サミット）において「運転席」を確保しようとしてきた。地域レジームに取り込めば、大国は相互に情報交換や信頼の醸成を進めて協調関係を維持しやすくなり、また、地域特有の協力慣行を受容しやすくなる。また大国は、地域レジームから排除されれば、地域に関与する手がかりを失うため、ASEANの求める方針を受け入れがちになる。こうして中国や日本、アメリカなどは、広域FTAについてもASEANが運転席に座ることを認めてきた。

④ アイディアの地域化

広域FTAは、空白の状態から突如として生まれるわけではない。他の地域のFTAが先例となり、そのアイディアが伝播してきて実現するのである。その際、他の地域のFTAアイディアを東アジアの各国が受け入れられるように、それに修正を加えて「地域化」を図れば、その広域FTAは成立し、安定化しやすい³⁹。

東アジアで日本やシンガポール、韓国、中国などが2国間のFTAを追求し始めたのは、1990年代末に他の地域におけるFTAのアイディアを導入したためであった。FTAはヨーロッパで広がり、1980年代半ばにはアメリカもカナダやイスラエルとFTAを締結していた。この頃までの東アジア諸国は、国際レジームのGATT（関税と貿易に関する一般協定）を最優先し、FTAを保護貿易主義的措置だとして批判していた。しかし、94年にNAFTA（北米自由貿易協定）が成立し、欧米諸国がなおもFTAを追求する中で、FTAが国際的潮流になった。しかも欧米諸国は、FTAとGA

³⁸ He, *op. cit.*

³⁹ Amitav Acharya, “How Ideas Spread: Whose Norm Matter?: Norm Localization and Institutions Change in Asian Regionalism,” *International Organization*, 58 (2), 2004.

T T ・ W T O（世界貿易機関。1995 年に成立）とを同時に推進し、F T A で実現した自由化策を G A T T ・ W T O に導入し、国際的な貿易自由化を先導した⁴⁰。F T A は正当な国際レジーム強化策として、魅力的なアイデアだと受けとめられたのである。

ただし、東アジア諸国では高度な自由化が容易でないため、日本や中国などは、自由化を段階的にした。また発展途上国に対して、知的財産権保護や開発などで支援する協力策を F T A に盛り込み、各国が同意し、実施できるものにした。F T A のアイデアにアジア・ウェイ的な修正を施し、「地域化」したのである。こうして F T A は、東アジアの 2 国間でも一般化していった。広域 F T A も、多様な国をメンバーとするためには、一定の「地域化」が必要になろう。

⑤ 日本の政策への示唆

以上のパターンに照らせば、広域 F T A の短期的な動きに一喜一憂するのではなく、いわば距離を置いて、より客観的に眺めることが可能になろう。例えば、アメリカが T P P や F T A A P を持続的に推進するのは、むしろ異例であり、現状の延長線上でアメリカの構想がそのまま実現に至るのかどうか、慎重な見方が必要になろう。また、複数の広域 F T A が並列的に、それぞれに変転しながら展開しているのは、大国間関係が流動的な現状では、当然の推移だと考えられる。さらに、小国が地域レジームを操縦するパターンから言えば、アメリカ主導の T P P が決定的に優位で、A S E A N 主導の R C E P が劣位にあるとは、容易には結論づけられない。アイデアの地域化の観点からすれば、広範な支持を得て定着するのは、法化を目指す T P P なのか、アジア・ウェイ的色彩を残しそうな R C E P なのか、あるいは両者の融合的な形態なのか流動的である。説得的な広域 F T A 構想を提起する余地は、まだありそうである。

現在の日本の方針は、T P P と R C E P、日中韓 F T A、他の国々・地域との 2 国間 F T A に優先順位をつけず、同時並行的に推進するというものである。この同時並行的アプローチは、どの F T A が優位になる場合にも備えられる点に、メリットを持っている。しかし、デメリットとして、結果的に

⁴⁰ U.S. Council of Economic Advisers, *Economic Report of the President, Transmitted to the Congress*, 1995 and 1998.

優位にならないF T Aにも備えているため、外交資源を非効率的に用いている点、備えが分散しているため、どのF T Aが優位になっても十分な対応にならない点などがありうる。欠けているのは焦点と戦略であろう。各国の動向や広域F T Aのパターンを踏まえ、一定の戦略やシナリオを想定して外交資源を効果的に投入して、広域F T A構想の実現を牽引する余地があると考えられる。

日本がT P Pに参加した場合、それとR C E P、日中韓F T Aの全てに参加しているのは、A S E A N以外では日本くらいになる。また、すでに言及したように、法化とアジアン・ウェイの双方に理解と利益を有するのも、日本であろう。その意味で日本は、より多くの国が合意でき、F T A A Pの実現へと向かう構想を提示する上で、要の位置にあると考えられる。その構想は、T P P参加の是非を超えて、T P Pや既存の広域F T Aが相互にどのように変化するのか、どのようなF T A A Pに行き着くべきなのかを、戦略的に検討した成果であるべきだろう。国際的・地域的秩序の理念を提示し、各国を説得して誘導する影響力を、強制的・直接的なパワーと区別して「創出的パワー（productive power）」と称する⁴¹。創出的パワーを念頭に置いた構想が求められよう。

4. 国内基盤の動揺と再編へ

（1）F T A政策の国内基盤と社会的リスク

日本の政策も他の国々の政策も、対外的な構想や交渉だけでなく、国内の政治的支持基盤に左右される。その国内基盤が、大きく揺らいでいる。2012年には日本やアメリカ、韓国、中国などで選挙や政権交代が行われたが、それらを通じて浮き彫りになったのは、経済格差や福祉システムの動揺、未発達であった。これらは、広域F T Aのみならず、その前提となる自由貿易政策の国内基盤を侵食し始めている。

日本では、T P P参加の是非をめぐる世論が分裂した。しかも、読売新聞の調査によればT P P参加の支持は低下傾向にあり、2010年11月に63%であったのが2012年12月に44%へと大幅に低下し、逆に不支持は20%から35%に上昇している。世代別では若者の不支持が顕著であり、毎日新聞

⁴¹ Michael Barnett and Raymond Duvall, eds., *Power in Global Governance*, Cambridge University Press, 2005.

の調査によると、20 歳代で 2010 年に支持が 46%だったのが翌 11 年に 19%へ急落し、30 歳代でも 42%から 28%に低下している。職業別では、学生と工員・店員等の現業種で不支持が支持を上回った⁴²。

T P Pに限らず、自由貿易政策への支持自体が低調で推移している。内閣府の調査によれば、日本の経済外交で重視すべき点として支持が高いのは、エネルギー・資源の確保で 56.0%（2012 年 10 月調査）、それに企業活動の支援、食糧の確保と続く。貿易自由化の推進は 4 位で 39.2%（同）にとどまる。貿易自由化推進の順位はここ 10 年間ほど 4～5 位であり、1998 年には 28.8%に過ぎなかった。また、自由貿易政策に対する支持が低いのは、熟練労働者層に対して非熟練労働者層であり、産業部門では農林水産業・食品加工業であった⁴³。

これは日本のみの現象ではない。T P Pを推進しているアメリカにおいてさえ、自由貿易への支持は低調である。ある調査によれば、F T Aがアメリカにとって良いとする意見は 35%、悪いとするのが 44%である（2010 年 11 月調査）。また、F T Aがアメリカの雇用を創出すると見るのは 8%にすぎず、雇用を引き下げているという意見が 55%を占める⁴⁴。先に述べたように、オバマ政権はアジア太平洋の貿易自由化が経済再建と雇用に繋がるとしているが、この因果関係を支持する層は多くはない。

もちろん日米に限らず、各国の産業界では、競争力を有する産業が自由貿易と F T Aを強力に支持している。注目されるのは、競争力を欠く農業などの自由化について、その農業団体だけでなく、利益を享受するはずの消費者にも反対論が目立つ点である。かつて日米構造協議（1989～90 年）において、アメリカ側が規制緩和や民営化を要求した際、日本の消費者は自らの利益になるとしてアメリカの主張に同調し、それを背景にして日本政府は要求

⁴² 『読売新聞』2010 年 11 月 8 日、2012 年 12 月 3 日。『毎日新聞』2011 年 11 月 16 日。『産経新聞』2012 年 11 月 14 日。

⁴³ 内閣府ホームページ（<http://www8.cao.go.jp/survey/index-gai.html>）。久野新「自由貿易をめぐる選好形成メカニズムとその国際比較」『KEIO/KYOTO Global COE Discussion Paper Series』DP2011-033、2011 年、6 ページ。

⁴⁴ “Public Support for Increased Trade, Except with South Korea and China: Fewer See Benefits from Free Trade Agreement,” Pew Research Center for the People & the Press, November 9, 2010. この調査については、西山隆行リサーチャーから教示いただいた。

をかなり受け入れた⁴⁵。今日の状況は対照的であり、世論の一部が保護貿易主義的な産業と連動する傾向にある⁴⁶。日本では、派遣社員や女性の自由貿易・T P P不支持が相対的に高く、将来の見通しや食、健康などへの不安が産業保護に繋がっている可能性がある⁴⁷。

経済格差や貧困、食や健康への不安など、社会的リスクの拡大が自由貿易への抵抗感とどの程度結びついているのか、まだ本格的な調査・研究が行われていないため、確定的な判断はできない。しかし、F T Aの国内基盤が動揺する要因の一つとして、留意する必要があるだろう。しかも、この社会的リスクは今後も拡大する可能性が高い。というのも、東アジアの各国で少子高齢化が急速に進み、福祉システムの限界と未整備が問題化しているためである。少子高齢化は日本のみの現象ではなく、続いて2020年頃に韓国や台湾が人口減少社会になり、さらにシンガポールや中国、タイ、マレーシアなどへ広がると予測されている⁴⁸。このため、各国が福祉システムの構築・再構築に着手しつつあるものの、財源や人材の不足、制度の未整備などが重なり、成果は限られている。社会的リスクは、今後も自由貿易政策の国内基盤を侵食しかねないのである。また少子高齢化は、各国の消費を縮小して地域の貿易拡大を難しくし、自由貿易の国内基盤にさらに打撃を及ぼしかねない。R・ライシュは、アメリカで中間層が縮小して東アジア／アジア太平洋の貿易を吸収できなくなり、代替的役割の期待される中国も、高齢化によって消費の頭打ちに直面すると指摘している⁴⁹。

今後、広域F T Aを構築し、それを中長期的に発展させるのであれば、各国政府が国内基盤を補強することが課題になろう。国内基盤を補強するには、福祉システムを再構築する必要がある、それを広域F T Aによって国境横断的に促進することも不可能ではないだろう。広域F T Aによる自由化は、高

⁴⁵ 真淵勝「日米摩擦と首相の役割」『Outlook』10、1990年。

⁴⁶ Megumi Naoi and Ikuo Kume, "Explaining Mass Support for Agricultural Protectionism: Evidence from a Survey Experiment During the Global Recession," *International Organization*, 65 (4), 2011.

⁴⁷ 久野新「T P P参加得をめぐる有権者の選好メカニズム」『KEIO/KYOTO Global COE Discussion Paper Series』DP2011-032、2011年、10～11ページ。

⁴⁸ 大泉啓一郎『老いてゆくアジア—繁栄の構図が変わるとき—』中央公論新社、2007年。小峰隆夫・日本経済研究センター編『超長期予測・老いるアジア—変貌する世界人口・世界地図—』日本経済新聞社。

⁴⁹ Robert B. Reich, *Aftershock: The Next Economy and America's Future*, Vintage, 2011.

齢化産業や福祉ビジネスを活性化し、F T Aに伴う協力措置は、各国の福祉システム整備に資するように運用できよう。

（２）国内基盤補強策の再検討へ

自由貿易政策を維持するのは、元来容易ではない。自由貿易は、比較優位を持つ産業に利益を与えるが、衰退産業や競争力を欠く産業には厳しい環境になる。また、自由貿易から不利益を被る団体は反対運動に力を注ぐものの、自由貿易の受益者は行動に踏み出さない傾向を持つため、自由貿易政策を維持する困難は倍加する。このため各国政府は、国内基盤を強化するために、一連の措置を採用している。主な措置は、福祉システムの構築と新たな産業の取り込み、フレーミング（枠づけ）である。

まず福祉システムは、自由貿易における敗者を救済し、競争への再参加を促すセーフティ・ネットとして機能する。国際的な自由貿易体制は「埋め込まれた自由主義」と称され、自由貿易を各国の福祉システムに埋め込むことで成立し、存続してきた⁵⁰。セーフガード（輸入が急増した場合に一時的・例外的に国内産業を保護し、その競争力の強化を促す措置）や貿易調整援助などの措置、各種の産業支援策や失業対策が福祉システムを構成する。しかし、すでに見たように、福祉システムは少子高齢化によって財政的に揺らいでおり、いわば「ポスト・埋め込まれた自由主義」への局面に差しかかりつつある。

また、新たな産業の取り込みは、自由貿易政策の支持勢力を補充する措置にあたる。新興産業に自由貿易の利益を教示し、アメリカのA C T P N（貿易政策・交渉諮問委員会）のような、政府の政策諮問システムに組み込むのである。W T OやF T Aの範囲が工業製品の関税引き下げにとどまらず、サービスや投資、知的財産権、地球環境などへと拡張してきたのは、新興産業の要請に応じた結果でもあった。

最後はフレーミングであった。政府首脳が自由貿易やF T Aの効用を説得力ある言説やフレーズで語り、それらの特定の位置づけやイメージで示して支持の拡大を図るのである。これまでも、各国政府が自由貿易やF T Aを国内関係者に説得する際、それが単なる貿易拡大以上の意義を持ち、国際的な

⁵⁰ John G. Ruggie, *Winning the Peace: America and World Order in the New Era*, Columbia University Press, 1996.

ステータスの向上や同盟関係の強化、地域協力の強靱化などに役立つと説いてきた。しかし社会的不安が増し、それが少子高齢化とともに深刻化する局面において、自由貿易やF T Aの効用を説得的に示すのは容易ではない。日本では、菅直人政権がF T Aの推進を「平成の開国」のためだと主張したものの、支持拡大には必ずしも繋がらなかった。

5. 終わりに

ここでは、東アジア／アジア太平洋の広域F T Aの特徴と動向を、域内国際関係と国内基盤の側面から照らし出してみた。域内国際関係では、パワーの変化を経験しているアメリカと中国、日本などの大国が、協調と対立の間を行き来している。小国のA S E A Nは、それに飲み込まれないように自律性を保ちつつ、大国間政治を操縦しようと試みている。このような大国、小国ともに広域F T Aを推進し、経済的利益を拡大し、また地域秩序を自国にとって好ましい方向に引き寄せる手段としている。

その広域F T Aは、歴史的・理論的パターンからすると、超大国のアメリカが意外に主導権を発揮できない可能性があり、大国間政治が流動化する中で、小国のA S E A Nが主導権を発揮する余地もある。また、説得力あるアイデアや構想によって、広域F T Aの地域的な定着度が左右されうることもした。こうした点を考慮すると、T P P参加の是非にとどまらず、その延長線上のF T A A Pを視野に入れて戦略を練る必要性が浮かび上がった。今後、広域F T Aがどのように推移し、どのようなF T A A Pへと収束してゆくのか。日本としてどのような広域F T Aを構想し、どれほど交渉を牽引できるのか。それらを、創出的パワーを念頭に置いて検討する必要があると考えられる。同時に、F T Aや自由貿易政策の国内的支持基盤が揺らいでおり、その振動が少子高齢化とともに大きくなる危険性も無視できない。広域F T Aの構想に関連して、国内の福祉システムや高齢者向けの産業の活性化などを、国境横断的に推進する方策を検討し、国内基盤の強化に資する措置を考慮することも欠かせないであろう。

第5章 経済連携と安全保障

多湖 淳

1. 安全保障政策と経済連携をめぐる様々な議論

(1) 曖昧な連関の示唆

「T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）が日米同盟を強じんなものとする」という議論が存在する。たとえば、アメリカ連邦議会の調査諮問機関である議会調査局（Congressional Research Service）の日米関係に関する報告書でも、以下のような下りがある。

第二次世界大戦後の日米同盟は、東アジア地域におけるアメリカの安全保障政策において「錨」の役割を長きにわたって果たしてきた。この同盟は4万9千のアメリカ軍の前方展開を可能にし、またアジア太平洋地域で活動する他のアメリカ軍の軍事的資産を維持してきた。もしも、日本が環太平洋戦略的経済連携協定へと参加することを決定するならば、それは、同地域での「リバランシング（rebalancing）」を目指すオバマ政権にとってさらに決定的な要素となるだろう。Emma Chanlett-Avery, Mark E. Manyin, William H. Cooper, Ian E. Rinehart, *Japan-U.S. Relations: Issues for Congress* (February 15, 2013) RL33436, page 2.

ここで「リバランシング」という表現は対象となる相手国を伴わず、若干曖昧であるが、新たに中国に対してアジア太平洋地域で「バランシング」を意図したものととらえられ、T P Pが日米同盟の強化とそれを通じた中国に対する牽制・抑止につながるとの理解が伺える。他方、同時に政府文書で、T P Pが対中国の安全保障政策として機能するという明示的言及はなく、その意味では曖昧さは常につきまとう。

このような「曖昧」理解は日本の政治家にも共有されており、たとえば、甘利明経済財政・再生相は、13年3月17日のNHK番組で、T P Pについて「アジア太平洋から東アジアに向けての安定化要因になっていく。安全保障の役割も果たし、東アジアの不安定要因を取り除く新しいルールづくりになる」と述べた、とされる（「担当相 T P P『東アジアの安保の役割も』」日本経済新聞 2013/3/18 朝刊）。ここでも、表現としては「東アジアの不安定要因」であり、明示的に特定の国を念頭にした議論をすることはない。

（２）中国封じ込めとしてのＴＰＰ

しかし、評論や新聞報道では、明示的に、中国封じ込め、すなわち台頭する中国との関係でのＴＰＰと日米同盟を議論することが多々みられる。その代表的なものが、谷内正太郎による「ＴＰＰ参加は「強い安保・経済」への分水嶺」（『ウェッジ』2010年12月21日）や、谷口智彦の「ＴＰＰと『同盟ダイヤモンド』 拡張中国への抑止力」（『中央公論』2011年3月号）などである。特に後者はタイトルからもわかるように、きわめて直接的にＴＰＰが中国への牽制・抑止政策であることを論じている。

新聞記事としては、たとえば、13年2月に安倍首相がホワイトハウスでオバマ大統領と会談をもち、ＴＰＰは「聖域なき関税撤廃」が前提ではないという言質を得た直後の報道などで、対中戦略の一環として、ＴＰＰが同盟強化に資するという議論が目立った（日本経済新聞、読売新聞の2月24日社説）。

これらの議論は、（１）で示した政府・政治家の見解にも通じるものであるが、必ずしも同盟強化のメカニズムが論理的または過去の事例やデータを伴って示されているわけではない、という弱さを有している。⁵¹

（３）普遍的な理論を意識した議論

もちろん、久保文明のように、普遍的な理論を意識した議論がないわけではない（「第1章 アメリカ外交にとっての同盟と日米同盟 一つの見取り図」 久保文明編『アメリカにとって同盟とはなにか』中央公論新社、2013年、16-17ページ）。久保曰く、

制度化という概念をやや拡張すれば、経済的な相互依存関係が大きければ、同盟関係も安定し、相手国の行動についての予測可能性も高まるであろう。同盟国との関係が同盟条約だけでなく、自由貿易協定などによって補強されていれば、「重層的な同盟関係」となる（アメリカにとっては2011年にＦＴＡ〔自由貿易協定〕を成立させた韓国との関係、あるいはＮＡＴ

⁵¹ 読売新聞（2013年2月24日朝刊4面）は、米国の観点として、ＴＰＰによる強い経済力を再び獲得する日本が防衛力増強（＝防衛費の増額）を通じて安全と日米同盟強化に寄与する、という見方が提示されている。しかし、このように同盟関係強化のメカニズムを伺わせる議論は珍しい。

OとN A F T A〔北米自由貿易協定〕をもつカナダとの関係)。

おそらく、この素地にあるのは、いわゆる同盟契約理論の考え方である。

①同盟関係の安定、②相手国の行動についての予測可能性の改善、といった意味で同盟の信頼度を高めるには、同盟当事国間の相互依存関係を複合的に深めることが有効という通説的な考えを意識したものと思われる。

ただし、久保のように理論研究・実証研究を意識したと考えられる議論はあるものの、よくよく国際政治学の関連研究をみると、同盟と経済連携協定の連関をしっかりとしたデータ分析で解明する骨太の研究はごく限られている。また存在する少数の研究も最近になって発表されてきたといえる。次節では、同盟と経済連携・相互依存をめぐる実証研究を紹介したい。

2. 同盟と経済連携協定をめぐる一般実証研究の紹介

(1) 拡大抑止と経済連携協定

アイディン (A. Aydin) は、制度化された経済連携が抑止効果を高めるのか、もし高めるとすれば、その程度がどれほどなのか、を計量的に評価する研究論文を発表した (Aydin, A. 2010 “The Deterrent Effects of Economic Integration” *Journal of Peace Research* 47(5): 523-533)。制度化された (経済連携協定を伴う国の間の) 貿易量と、制約をかけずに収録した貿易量とで区別し、貿易上の相互依存の抑止効果があるのかを評価している (表 5-1)。

表 5-1 アイディンの計量分析による知見

Table I. The deterrent effects of institutionalized trade; rival dyads.

	Enduring rivalries		Strategic rivalries	
	(1) Total trade	(2) Institutionalized trade	(3) Total trade	(4) Institutionalized trade
<i>Extended general deterrence</i>				
Trade dependence	-.006 (.005)	-.058 (.023)*	-.006 (.006)	-.128 (.030)*
Defender's capacity	-.759 (.559)	1.149 (.985)	-.301 (.174)	1.399 (.403)*
<i>Conflict initiation between attacker and target</i>				
Trade dependence (weak link)	-.001 (.006)	-.001 (.006)	-.013 (.005)*	-.012 (.005)*
Joint democracy	-.085 (.035)*	-.091 (.035)*	.007 (.022)	.005 (.024)
Development	-.010 (.010)	-.007 (.010)	-.038 (.011)*	-.035 (.011)*
Alliance	-.099 (.132)	-.097 (.131)	.134 (.086)	.131 (.085)
Balance of capabilities	-.016 (.070)	.017 (.069)	-.068 (.088)	-.063 (.086)
Target has defensive ally	-.070 (.045)	-.084 (.041)*	-.385 (.064)*	-.387 (.063)*
Interest similarity	.159 (.151)	.176 (.144)	.123 (.091)	.130 (.091)
Constant	.218 (.056)*	.185 (.049)*	.163 (.049)*	.158 (.045)*
N	1494	1494	4909	4909
Model χ^2	17.17*	19.06*	88.80*	89.86*

Huber/White robust standard errors are reported in parentheses and are clustered on the dyad. * $p \leq .05$ (two-tailed).

(出典：Aydin 2010)

モデル (2) と (4) の最上段の係数 (-0.058 や -0.128) は、制度化された

経済相互依存の強さが抑止効果を持つこと（＝ライバル国からのチャレンジを受けずに紛争状態にならない状態をつくること）を示している。係数が負なのは、紛争の生起確率を従属変数にしているからであり、貿易量で計測した経済関係の強いパートナー国を有している国ほど、ライバル国からのチャレンジをうけにくいことが伺える。図 1 はこの計量分析に基づいて実質確率を求め、視覚化したものであるが、ライバルのデータセットの違い（右が永続的ライバルデータセット、左が戦略的ライバルデータセット）に関わらず、抑止効果がある（高貿易量ほど抑止失敗確率が下がる）ことがわかる。

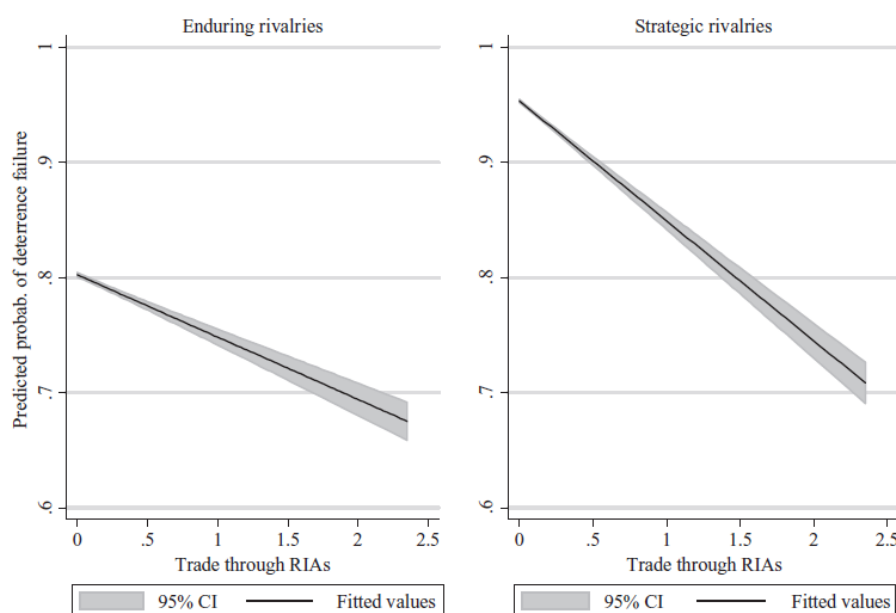


Figure 1. Institutionalized trade and extended deterrence success

図 5－1 アイディンの計量分析に基づく実質確率

（出典：Aydin 2010）

（２）同盟の安定と経済的な相互依存の深化

抑止効果だけではなく、貿易上の「濃いつながり」が、同盟を形成されやすくし、また、壊れにくくするという議論も出されている。フォードハム（B.Fordham）は、大国と中小国とのペアの関係に限られるものの、1885年から2000年までのデータを分析した研究結果を発表した（Fordham, B. 2010 “Trade and Asymmetric Alliances” *Journal of Peace Research* 47(6): 685-696）。

表 5－2 には、同論文が大国としている国のリストとそれが締結した同盟の数（onset）と崩壊した同盟の数（dissolutions）が掲載されている。

表 5－3 は、表 2 に示されたデータを使って行った回帰分析の結果であり、表 5－4 はその実質効果を予測確率の形で算出したものである。

表 5－4 がもっともわかりやすい数字を提供しているので、それを使用して解説するが、前年の貿易額（＝経済相互依存の強さ）が 1 標準偏差分高くなると、その国の間で同盟が締結される確率は 0.002 上昇し、かつ、同盟が崩壊する確率は 0.001 減少する。

この数字を見て、効果がきわめて小さく、実質的ではないとするのは間違っている。というのも、ベースライン確率を見て判断する必要があるからであり、この場合、大国と中小国の間で同盟が結ばれる基準確率は 0.004 である。すなわち、0.002 の上昇は、基準確率からの評価で、同盟の締結される確率を 50% も上昇させると評価できる。逆に、崩壊の確率も同様に 50% も低下することがわかる。

表 5－2 大国と中小国の間の同盟の形成と崩壊

Table I. Major power–minor power alliance onsets and dissolutions, 1885–2000

<i>Major power</i>	<i>Alliance onsets</i>	<i>Alliance dissolutions</i>
Austria-Hungary (1816–1918)	2	1
France (1816–2000)	79	59
Prussia/Germany (1816–1945)	6	6
Russia/USSR (1816–2000)	71	59
United Kingdom (1816–2000)	75	58
Italy (1860–1943)	6	5
Japan (1895–1945)	5	5
United States (1899–2000)	82	28
China (1950–2000)	1	0

Alliance onsets (dissolutions) are defined as the beginning (end) of periods in which the state had a defense pact with another state in the data collected by the Alliance Treaty Obligations and Provisions data (Leeds et al., 2002). Brief interruptions in Correlates of War major-power status are omitted because they create an artificial set of alliance onsets and dissolutions.

（出典：Fordham 2010）

表 5－3 大国・中小国間の同盟の形成と崩壊に経済的相互依存の与える影響①

Table III. Probit models of asymmetric alliance formation and dissolution

<i>Variable</i>	<i>Formation</i>	<i>Dissolution</i>	<i>Formation</i>	<i>Dissolution</i>
Log of trade in millions of 2000 dollars, lagged one year	0.06* (0.03)	−0.14* (0.05)	0.04 (0.06)	−0.16* (0.08)
Log of population of major power in thousands	−0.20* (0.05)	0.10 (0.18)	−0.21* (0.05)	0.09 (0.19)
Log of population of other state in thousands	0.10 (0.05)	0.09 (0.07)	0.10 (0.05)	0.09 (0.07)
CINC score of major power	3.30* (0.68)	−12.41* (2.11)	3.33* (0.68)	−12.42* (2.11)
CINC score of minor power	−7.28* (4.26)	5.11 (8.69)	−7.22* (4.18)	4.95 (8.77)
Similarity of interests	0.95* (0.28)	−4.37* (0.62)	0.95* (0.28)	−4.38* (0.62)
Threat level facing major power	1.04* (0.16)	−1.06* (0.51)	0.73 (0.63)	−1.39 (1.27)
Threat level facing minor power	−0.35 (0.32)	−0.29 (0.68)	−0.34 (0.32)	−0.30 (0.69)
Lower polity score in dyad	0.02* (0.01)	−0.05* (0.03)	0.02* (0.01)	−0.05* (0.03)
Difference between polity scores of states in dyad	−0.001 (0.009)	−0.06 (0.03)	−0.001 (0.009)	−0.06 (0.03)
Log of distance, in thousands of miles	−0.03* (0.01)	−0.06 (0.05)	−0.03* (0.01)	−0.06 (0.05)
Number of previous alliances in dyad	0.20* (0.08)		0.20 (0.08)	
Number of previous alliance collapses in dyad		−0.16 (0.14)		−0.16 (0.14)
Interaction between trade and threat facing major power			0.06 (0.11)	0.05 (0.19)
Joint significance test of interaction			χ^2 (3 d.f.) = 55.14*	χ^2 (3 d.f.) = 14.22*
Constant	−1.74* (0.60)	1.72 (2.17)	−1.60* (0.62)	1.86 (2.28)
Observations	32,397	3,421	32,397	3,421

Huber-White robust standard errors are reported in parentheses. Asterisk indicates significance at the $p < .05$ level in a one-tailed test. Models also include the number year with or without an alliance and three natural cubic splines, not reported for reasons of space (Beck, Katz & Tucker, 1998).

表 5－4 大国・中小国間の同盟の形成と崩壊に経済的相互依存の与える影響②

Table IV. Variable effects on probability of alliance formation and dissolution

<i>Variable</i>	<i>Formation</i>	<i>Dissolution</i>
Log of trade in millions of 2000 dollars, lagged one year	+.002	−.001
Log of population of major power, in thousands	−.003	(+.0004)
Log of population of other state, in thousands	(+.002)	(+.001)
CINC score of major power	+.003	−.007
CINC score of minor power	−.001	(+.0002)
Similarity of interests	+.003	−.005
Threat level facing major power	+.002	−.001
Threat level facing minor power	(−.005)	(−.0002)
Lower polity score in dyad	+.001	−.002
Difference between polity scores of states in dyad	(−.0001)	(−.002)
Log of distance, in thousands of miles	−.001	(−.001)
Number of previous alliances in dyad	+.003	
Number of previous alliance collapses in dyad		(−.001)
Baseline probability	.004	.002

Figures represent the change in the probability of alliance onset or collapse associated with a shift from half a standard deviation below the mean of the indicated variable to half a standard deviation above the mean. The predictions are based on the first set of models in Table III and assume that the duration of the alliance or non-alliance spell is 20 years and that all other independent variables have their mean values. Statistically insignificant changes in probability are reported in parentheses.

(上記 2 表の出典：Fordham 2010)

このように、経済連携を伴った貿易量の増加と抑止効果、貿易量の増加と同盟関係の強化について、一定の正の関係性を見出せる。ただ、これらはまだ暫定的な知見であり、今後の研究によってはその妥当性に疑義が生じるかもしれない。他方、その限界を踏まえた上で、T P Pが日本の安全保障に資するとの議論にある程度の「証拠」をもたらすものといえよう。

3. 相互依存と紛争

ところで、古典的な相互依存論によれば、ライバル国とF T Aを結び、それらと深い相互依存関係を持つようにすることが戦争の生起確率を下げるのではないか、という見解もあるだろう（いわゆる商業的平和論）。つまり、新しい安全保障環境に直面している日本が模索すべきは日米関係の強化ではなく、日韓中三カ国の相互依存関係の深化である、という議論である。以下、その観点で関連する研究を紹介したい。

（1）商業的平和の理論

商業的平和論に関しては複数のデータ分析が存在するが、ここではガーツキーの論文を引用、紹介したい（Gartzke, E. 2007“*The Capitalist Peace.*”*American Journal of Political Science* 51: 166–191）。ガーツキーによれば、民主主義国同士は戦争をしないという、いわゆる民主主義の平和よりも、商業的平和のほうが戦争の生起確率を左右する程度が大きく、それは①富の蓄積、②市場開放度、③相互依存関係の深度を通じた国益の一致度の三つの観点で整理できるという。⁵²

①については、戦争を行わずしても資源を売り買いすることのほうが効率的になる国家間関係は一定の富を蓄積していなければならない、という論理による。つまり、貧しい場合には、戦争によって資源を獲得していくという行為が軍事行動のコストやリスクに比して魅力的になる。逆に、富める場合には、戦争という破壊的で、かつ（敗戦による喪失という）高いリスクを伴うギャンブルではなく、正当な対価を払って資源を得て、貿易を通じた（相互がウィン・ウィン）になる経済関係の維持を重視するようになる。

⁵² ガーツキーの研究に関しては、多湖淳「民主的平和論」（『国際政治哲学』ナカニシヤ出版、2011年5月所収）により丁寧な説明が提供されている。

②市場開放度については、ガーツキーの研究は、貿易相互依存ではなく、投資相互依存が大事であると指摘する。フローとして移動しやすいモノではなく、ストックとして相手国に蓄積され、それが新たな価値を生み出すような投資に関して相互依存であると、相手国との関係が穏便なものになり、自国のもつ海外資産を守るよう行動するという論理である。事実、彼の実証分析では、投資依存度のみが紛争の発生確率を引き下げることが示される。

最後に、③の相互依存関係の深度を通じた国益の一致については、特に経済分野における交流量の増大が二つの国の選好を収斂させていく効果があるとの考えに依拠している。国益が一致していけば、紛争の種が減るわけで、対立ではなく協調を軸とした国家間関係が定着していくことになる。

ガーツキーの議論からすれば、日韓中の各国関係は、総体的な富の蓄積の程度が高まっている点で①の条件を満たしつつあるものの、②や③については、まだまだ不十分と判断できるだろう。他方、日米関係は、①～③すべてを満たし、いわゆる「安心共同体 (security community)」として両国間の深刻な紛争を想起することの必要がない状態と考えられるだろう。⁵³

(2) 貿易による依存と紛争

以上のガーツキーのデータ分析に加えて、貿易による依存関係の構築が紛争の低下にあまり寄与しないという研究を続けて紹介したい。

ルーとティースの研究によれば、貿易上の依存関係の効果は、その程度が全体の上位 10% 超の国々で初めて現れる (Lu, L. and C. Thies 2010 “Trade Interdependence and the Issues at Stake in the Onset of Militarized Conflict” *Conflict Management and Peace Science* 27: 347-368)。しかも、紛争の生起確率が実質的に下がるのは、相互依存よりも単純依存（一方向の依存関係）の場合のほうが大きい（図 5-2 と図 5-3 参照）。

⁵³ JETRO の直接投資に関する公開情報によれば (<http://www.jetro.go.jp/>)、日本から中国に行われた直接投資（残高ベース）は 2011 年末で 833 億 7 千 9 百万ドル、韓国へは 179 億 8 千 600 万ドル、米国へは 2 千 700 億 5 千 5 百 4 万ドルであった。逆に日本に各国から流入してきた投資額は、2011 年末ベースで、中国は 5 億 6 千万ドル、韓国は 22 億 2 千 5 百万ドル、米国は 7 百 90 億 8 千万ドルであり、投資において高いレベルの相互依存関係があるのは日米のみであるといえる。

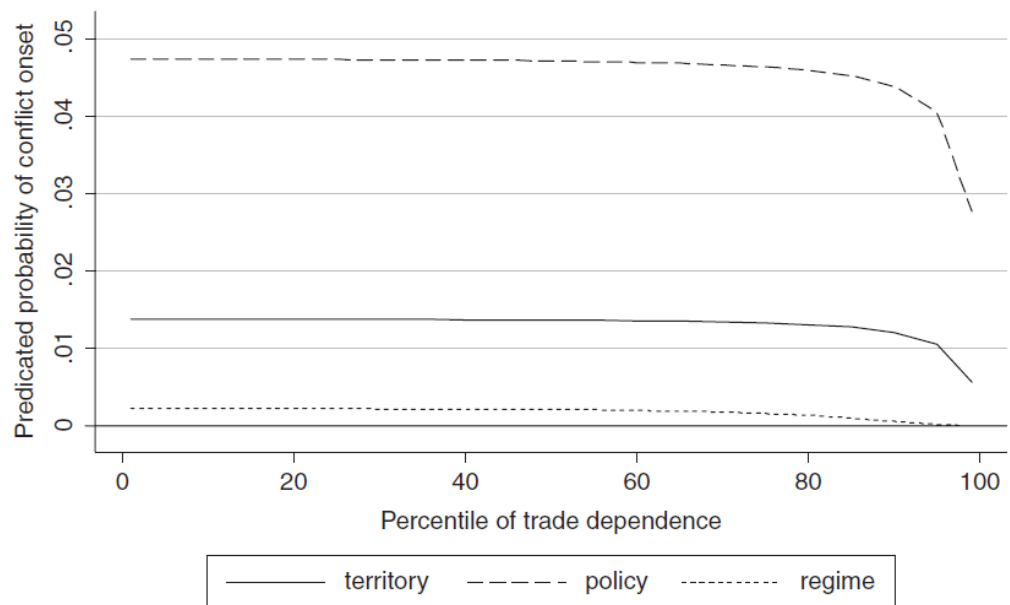


Figure 1. Trade Dependence and Types of International Conflict

図 5－2 貿易単純依存と国際紛争の発生確率（タイプ別）

（出典：Lu and Thies 2010）

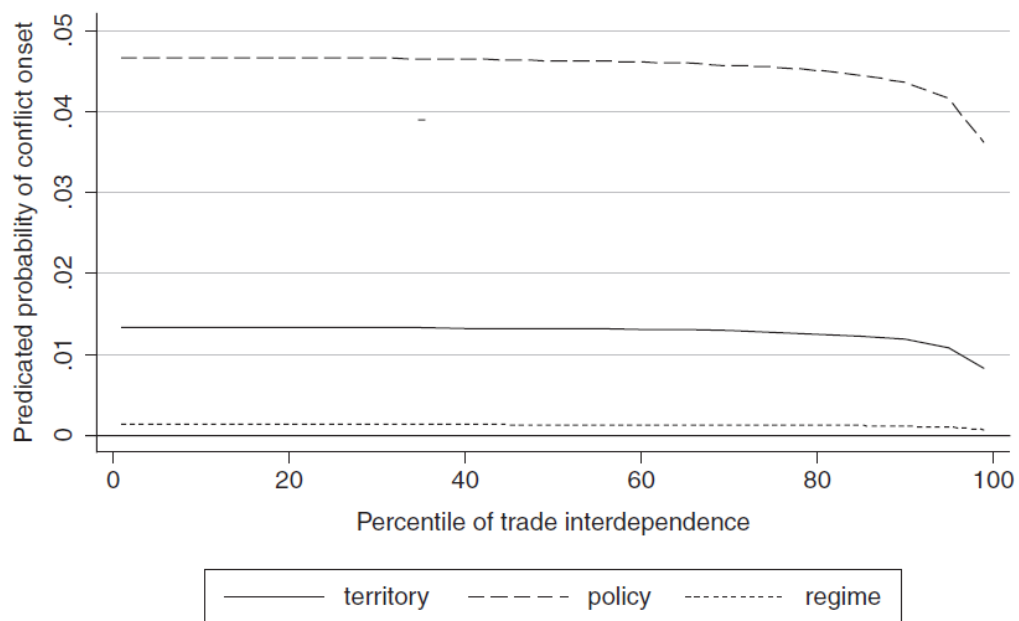


Figure 2. Trade Interdependence and Types of International Conflict

図 5－3 貿易相互依存と国際紛争の発生確率（タイプ別）

（出典：Lu and Thies 2010）

国際紛争の種類によっても程度が異なり、政策をめぐる紛争の確率が実質的に大きく減少するのに対して（長点線）、領土紛争や政治体制をめぐる紛争の確率はあまり大きくは変化しない。特に、政治体制をめぐる紛争に関しては、依存の有無はほとんど関係しないことがよくわかる。

4. 終わりに

ここまで、経済と安全保障のリンケージを論じる具体的研究を複数引用し、経済連携協定とそれによる経済依存関係の深化が同盟に与える影響、紛争の生起確率に与える影響を論じてきた。この分野のデータ分析の蓄積が必ずしも豊富ではない現状では、本章で示した見解は暫定的にとらえられるべきであるが、一定の正の関連性、すなわち、①経済連携協定を伴った貿易量の増大が抑止効果をもたらし、②貿易上の相互依存が同盟関係の安定化をはかり、③他方で貿易上の相互依存だけでは敵対関係やライバル関係を安心共同体型の国家間関係に転換することは困難である、という知見が存在する。

ただし、これらを踏まえたとしても、経済と安全保障のリンケージを過大評価すべきではないだろう。国家安全保障上のリスクや対応策に関しては安全保障分野での正攻法の対応策を模索すべきであり、経済面での政策が確実に安全保障に波及するといった印象は軽々に持つべきでない（他方で、T P P参加反対派はこの二つの要素の連関性を簡単に否定してしまうが、それも正確ではない）。

つまり、おそらくT P Pでアメリカとの同盟を強固にするという政策的提言には、一定の裏付けがあると思われる。ただし、それを主張する人々が誇示するほどまでの直接的関係性、即効的効果は期待すべきでないように思われる（より正確に記すならば、現時点ではそこまでの実証的なデータ上の裏付けがあるわけではない）。ゆえに、安全保障政策が主たる根拠となる形で日本がT P Pに参加すべきだ、という議論を展開するのは若干の無理がある。安全保障上の便益はT P Pを考えるにあたって、あくまで付属的な要素に過ぎないのである。

第6章 通商政策と福祉国家

大西 裕

1. はじめに

本章では、2012 年度は十分に検討できなかった残された課題である、国内政治と通商政策の関係について、簡単な理論的レビューを試みる。

経済学の常識的見解に従えば、貿易・投資の自由化は一般的にどの国においても経済的厚生を高め、生活を豊かにする。しかしほとんど全ての国で、自由化によって短期的に被害を被る人々から自由化反対の声が起こり、その声が大きければ地域的経済連携は頓挫する。この過程は以前から国際政治経済学の領域で注目され、その成果はパットナムの2レベルゲームモデルとして整理されてきた (Putnam, 1988)。2レベルゲームとは、貿易交渉当事者が、自由化交渉に関して国内的に合意がとれる範囲内で、国家間交渉に臨む姿を、国内と国家間の2レベルのゲームとして描いたものである。国内で交渉範囲を決めるゲームであるレベル1の過程で重要な役割を果たすのが、とりわけ業界団体などの利益集団である。日本でも、農協などの利益集団が自由化に強く抵抗し、交渉範囲を狭めてきたことはよく知られている。

2レベルゲームは画期的な整理であったが、国内交渉過程が何によって規定されているのかを明らかにするものではなかった。この点について研究を進展させ、理解を推し進めた議論の一つに、内在的関税政策理論 (endogenous tariff policy theory) がある。本章は、この理論の構成が福祉国家の政治経済学と類似しており、統合して理解することが国内政治と通商政策の関係を理解する鍵になると示す。以下、第2節で内在的関税理論について簡単に紹介した後、第3節で福祉国家の政治経済学との関連性を指摘し、終わりに暫定的な含意を抽出する。

2. 内在的関税政策理論と政治過程

国民経済全体を考えれば貿易自由化は富の拡大を意味するのに、自由化が必ずしも進展しないのはなぜか。こうした問題意識から貿易自由化に関する議論を合理的に説明しようとしたのが内在的関税政策理論である。この議論では、自由貿易政策に対する支持は個人の経済的選好により異なるという前提の下、市場外的要因ではなく、国際競争に脆弱な産業部門従事者が自身の利益を維持しようという市場内在的動機で保護貿易を主張すると考える。つ

まり、自分が生産している商品が、外国から提供される同一種類の商品に対して価格面及び品質面で劣位に立つ場合、当該部門従事者はその部門の貿易自由化に反対する。

問題は、ここでいう「部門」をどのように捉えるかである。アメリカの通商政策研究の文脈でいうと、部門のとらえ方には二通りある。一つは、部門を産業セクターと捉え、貿易自由化をめぐる対立を産業セクター間の対立と理解する立場である (Magee, Brock, and Young, 1989; McArthur and Marks, 1990; Conybeare and Zinkula, 1996; McGillivray, 1997; Deardorff and Stertn, 1998; Hiscox, 2002)。この立場に立つ場合、産業セクターは多くの場合利益集団を形成しているので、貿易自由化をめぐる国内政治過程は典型的な利益集団政治として描かれる。もう一つは、部門を生産活動を構成する「生産要素」と捉え、そこに階級的な対立を見いだす立場である (Kaempfer and Marks, 1993; Midford, 1993; Rogowski, 1987; Ladewig, 2006)。

もう少し説明しよう。後者の立場、すなわち生産要素の所有形態に注目する代表的なものが、ストルパー-サミュエルソン (Stolper-Samuelson) モデルである (Rogowski, 1989)。このモデルは以下の二つの原理を結合させたものである。第1の原理である、ストルパー-サミュエルソン原理によると、商品価格の上昇は商品生産に集中的に必要な生産要素保有者への見返りをとりわけ大きくする。一般的に、商品生産は幾つかの生産要素の結合によってなされる。特に重要なのは資本と労働である。生産活動にはこの両者は不可欠であるが、どちらがより重要かは生産される商品によって異なり、それゆえに資本集約型産業、労働集約型産業等の分類が生まれる。ところで、この原理によれば、集中的に使用される生産要素の所有者の実質所得は価格の上昇で大きくなり、そうでない方の生産要素の所有者は相対的に所得を減らす。例えば、労働集約型の場合、価格の上昇は生産量増加をもたらすが、そのためには労働量の投入を増加させねばならない。労働資源に限界があることを考えれば、投入増加のためには労働一単位あたりの見返り、すなわち賃金を上昇させねばならない。それゆえ、商品価格の上昇は、労働集約型の商品を生産する場合に労働という生産要素の保有者に対する見返りをとりわけ大きくすることになる。

第2の原理である、ヘクシャー-オーリン (Heckscher-Ohlin) 原理によ

ると、その国で豊富な生産要素を集中的に使用する商品を、その国は輸出する。例えば、労働力が豊富な国は労働集約的な商品を輸出する。なぜなら、労働が豊富な国では相対的に賃金が安い。それゆえ労働集約的な商品価格が安くなり、輸出できるからである。

以上の議論を貿易自由化に当てはめてみると、相対的にある生産要素が豊かな国では、その生産要素の保有者が貿易自由化を志向し、別の生産要素の保有者が自由化に反対する。例えば、相対的に労働が豊かな国では、資本は保護を好み、労働は自由貿易を好む。労働が豊かな国では、関税さえなくなれば、労働集約的な商品の国際価格が国内価格より高くなるので、輸出によって価格が上昇し、見返りが大きくなるのである。

他方、前者の立場、すなわち産業セクターの違いに注目する代表的なものが、リカード・ヴァイナー (Ricardo-Viner) モデルである (Frieden, 1991)。同モデルによると、資本にせよ、労働にせよ、生産要素はストルパー・サミュエルソンモデルが想定するほどセクター間で自由に移動できるものではなく、特殊性 (specificity) を有している。例えば、資本といえども、軽工業用のマシンに投下された資本が、繊維産業が斜陽になったからといってすぐに IC チップ製造に転用することはできない。こうした特殊性は、工業化が進展すればするほど発展し、多様化していくため、資本という生産要素の移動可能性 (mobility) は低下する。これは、貿易をめぐる政治が、ストルパー・サミュエルソンモデルの示すような、生産要素間の対立という単純な構図に還元できないことを意味している。

それではどのような政治過程が考えられるのか。アルトとギリガンによると (Alt and Gilligan, 1994)、移動可能性が制約されるのは資本であると想定した場合 (そして多くの場合そう想定してよい)、ストルパー・サミュエルソンモデルが重視した生産要素の何が集約的なのかということのほか、消費のパターンが重要になる。すなわち、労働者が労働集約的な商品の生産に携わっているとしても、その商品が輸出産業に属するのか、あるいは輸入品と競合する産業に属するのかと、労働者が輸入品をどの程度消費しているのかで、貿易自由化によって生じる相対的な所得は増加もすれば減少もする。例えば、輸出産業に属し、輸入品を多く消費する労働者は、貿易自由化によって自分たちが生産する輸出品の相対価格が上昇する一方、輸入品の価格は低下するので実質的に所得増となるが、輸入品と競合する産業に属し、輸入

品をあまり購入しない労働者は、自らが生産する商品価格が国際競争の影響で低下する一方、安くなった輸入品の恩恵を受けないので、所得は実質的に低下するのである。そうであれば、労働者間でも利害は一致せず、貿易自由化に対する態度は異なることになる。資本の間でも利害は一致しないので、この場合の政治的対立は産業セクター間で生じることになるであろう。

産業セクター間で、あるいは階級間で貿易自由化をめぐり対立が生じる理由を、それぞれの部門を構成する従事者の合理的選択に求める内在的関税政策理論は、経済学とも整合的で貿易をめぐる国際政治経済学に貢献するところが大きいと考えられる。しかし、産業セクター間ないしは階級間の対立は、どの国家にでも見られうる現象であり、その意味で普遍的だが、国家間の違いを説明するという点で十分であるとはいえない。そこで、内在的関税政策理論は、生産要素の商品間移動が国家間でどの程度異なるかに、国家間及び部門間の態度の違いを説明する可能性を見いだしている。

すなわち、ストルパーサミュエルソンモデルでは、生産要素の商品間移動が自由で、生産要素の移動可能性（mobility）の大きさが前提となっているのに対し、リカードーヴァイナーモデルでは、生産要素の特殊性を協調し、移動可能性を低いと考える。しかし、移動可能性の大きさは国によって、また時代によってまちまちである。それゆえ、このことが国による違いを説明する一つの要因と考えられるのである。

3. 福祉国家とグローバル化

内在的関税政策理論での焦点は生産要素の移動可能性であったが、とりわけ重視されたのは資本の移動可能性であった。前節で例示したように、資本が生産要素に変わるには、何らかの具体的形態に変化する必要があるが、変化したとたんに、他の具体的形態への移動可能性が低くなるからである。

この点は誤りではないが、21 世紀に入って資本の移動可能性に対する制約はかなりの程度減じてきているといえるであろう。20 世紀の中盤まで、資本は工場設備などの具体的形態に転化する直接投資が主流であったが、1980 年代から本格化するいわゆる「証券化」が急速に進行し、移動が激しくなっているからである。資本取引の国際的な自由化も進行しており、いまや資本にとって国境という敷居は大変低いものになっている。他方、労働は前節での例示とは異なり、必ずしも移動可能性が高いとはいえない。

とりわけ2つの要素が移動可能性を低くしていると考えられる。

一つは熟練形成である。労働者はある産業に従事している間に、その産業特有の技術を体得する。これを熟練形成というが、容易に他の産業に転用できず、転職は前の職場での熟練形成に要した費用を無駄にすることになりかねない (Hall and Soskice, 2001)。熟練形成のあり方が、産業で、あるいは企業で特殊であればあるほど、労働者はその産業ないし企業が衰退していると分かっているにもかかわらず離れるのは難しい。

もう一つは、福祉政策のあり方である。エスピン＝アンデルセン以来、一般的に福祉国家は、社会民主主義、保守主義、自由主義の3モデルに分けられる (エスピン＝アンデルセン、2001)。社会民主主義モデルとは、全国民を一つの制度にくくる普遍主義的な福祉政策を展開している国家で、スウェーデンがその代表である。保守主義モデルとは、職域ごとに発達した社会保険制度を軸に社会保障制度を発達させた国家で、職域によって保障の内容が異なる。ドイツやフランスがその代表例である。自由主義モデルとは、市場原理を重視し、社会保障の対象や保障水準は困窮者に限定することを基本としており、アメリカ、イギリスがその代表例である。

比較福祉国家論では、このような福祉国家の種類の違いが、グローバル化への対応を分けると考えられている (エスピン＝アンデルセン、2003)。ポイントとなるのは、労働市場の流動性の違いである。グローバル化は人・物・資本の移動に関する国境の垣根を低下させることを意味するが、とりわけ進展が早いのは資本移動の自由化である。資本は利益率の高いところに移動する。それは、他の条件が同じであれば、法人税などが安く、最低賃金や雇用保障などの労働規制が少ないところに移動する。よって、グローバル化が進行する現代において、多くの国家は雇用を生み出す資本を引きつけておくために、従来の社会保障体制を見直す必要に迫られることになる。この局面で、自由主義モデルと社会民主主義モデルは比較的うまく対応できているが、それは、いずれのモデルにおいても労働の移動可能性を社会保障体制が邪魔しないことによる。そもそも社会保障を困窮層に限る自由主義モデルでは、労働の移動可能性が高いことが前提となっている。社会民主主義モデルでも、社会保障体系が普遍主義的であることから労働者が職業を変えたとしてもそのことで労働者の受け取る利益が減ることはない。労働力を衰退産業から成長産業へと移動させる、積極的労働市場政策をとっており、労働の移

動可能性を高めてさえいるのである。これに対し、保守主義モデルはグローバル化への対応が困難である。職種と社会保障体系が緊密に結びついているため、職種の変更は労働者にとって不利益となる。企業経営者もそれを前提として行動するため、不況時の雇用コストを考慮して、好況であっても雇用拡大を選択しにくいことになる。まとめれば、自由主義モデルと社会民主主義モデルは労働という生産要素の移動可能性を阻害しないが、保守主義モデルはそれを阻害するのである。

熟練形成は、前節で例示した資本の具体的形態転化と類似しているということができるが、後者はそれとは異なる制度的側面である。資本主義の多様性論が指摘するように、両者の間には強い関係性が認められ（Abe, Iversen and Soskice, 2001）、熟練形成が労働の移動可能性をより阻害するのは保守主義モデルのもとでのことである。このような労働の移動可能性を考慮に入れば、貿易自由化は政治的には社会保障政策と一体として議論する必要があることが理解されるであろう。

1点だけこの主張を補強することを述べておこう。貿易自由化が行なわれる場合、ほとんどの国では短期的には被害を被る人々に対し貿易自由化のショックを和らげるための補償措置が講じられるが、それには幾つかのパターンがある。第1は、補償は最低限にとどめ、自由化効果を最大限に引き出そうとする、補償なしの自由化で、第2は、社会保障などのセーフティネットを拡充することで間接的に補償し、被害グループに対する直接的補償は行なわない、間接的補償、第3は、被害グループに対する直接的補償をおこなう。この3パターンの代表例はそれぞれ、アメリカ、北欧、フランスで、先ほど示した、福祉国家の3モデルに対応している。このことは、労働という生産要素の移動可能性が貿易自由化に対し政治的に如何に大きな負担となるのかを物語っているのである。

4. 終わりに

本章では、貿易自由化をめぐる国内政治の状況を理論的に説明するため、内在的関税政策理論と比較福祉国家論の理論的関連性を説明した。貿易自由化に対して国内政治を左右する重要な要因に、生産要素の移動可能性があること、それを福祉国家のあり方が阻害する可能性があり、自由化に対する補償のあり方を左右してもいることが示唆された。では、こうした説明は、環

太平洋地域の経済連携に何を示唆するのか。

まず第1に、環太平洋地域では、日本を除いて、社会保障のあり方が生産要素の移動可能性を制約しないので、対立の構図は階級対立的であるということである。環太平洋地域の先進国は多くが自由主義モデルに属しており、途上国ではそもそも社会保障の体系そのものが構築途上で労働者の移動の制約要因になっていない。しかも、いずれの国においても労働者の組織率が低く、労働が政治的役割を果たしていないため、資本のあり方次第であり、自由化への国内的障害は少ないといえることができる。

ただし、このことは経済連携を通じて経済を活性化させる上では、長期的に見て必ずしも好ましいことではない。とりわけ問題となるのは、途上国の将来的な所得である。環太平洋地域、とりわけアジア地域の途上国はいずれも人口稠密で豊かな労働力を有するが、労働者が生産性を高め、社会を豊かにしていくには熟練形成が不可欠である。そのためには、長期にわたって熟練形成に時間をかけてもそのことで将来所得が減少しないという保障が必要になるが、社会保障体系が整っていないということはその保障がないことを意味する。前節で保守主義モデルのグローバル化に対する難点を指摘したが、他面保守主義は国際競争上の長所でもあった。保守主義の持つ、特定産業ないしは特定企業への社会保障の強いコミットメントは、雇用や賃金が保障されることで、労働者が当該産業や企業特有の技術習熟に専念するリスクを低下させ、熟練形成を促したからである。それゆえ、今日の状況が続くのであれば、この地域での所得状況は早晚頭打ちになり、深刻な需要不足に直面することになるであろう。

第2に、貿易自由化をめぐる国内政治の点でもっとも障害が多いのは、他ならない日本であるということである。日本で貿易自由化交渉が困難に陥る重要な要因は明らかに農業にあるが、それは、農業従事者が他の産業に移動することが社会的にも制度的にも困難であることの反映でもある。農業のみならず、労働の移動可能性の低さは日本で様々な社会問題を引き起こしている。迂遠かもしれないが、社会保障体系と労働市場の改革が今こそ求められるといえるであろう。

<参考文献>

Abe, Margarita, Torben Iversen and David Soskice, 2001, "Social Protection and Formation of Skills: A Reinterpretation of the Welfare State," in Peter Hall and David Soskice eds., *Varieties of Capitalism: The Institutional Foundations of Comparative Advantage*, Oxford University Press

Alt, James E. and Michael Gilligan, 1994, "Survey Article: The political Economy of Trading States: Factor Specificity, Collective Action Problems and Domestic Political Institutions," *The Journal of Political Philosophy*, 2-2.

Conybeare, John and Mark Zinkula, 1996, "Who Voted against the NAFTA? Trade Unions versus Free Trade," *World Economy*, 19-1.

Deardorff, Alan and Robert M. Stern eds., 1998, *Constituents Interests and U.S. Trade Policies*, University of Michigan Press.

イエスタ エスピン - アンデルセン (2001)『福祉資本主義の三つの世界』(岡沢憲英、宮本太郎訳) ミネルヴァ書房 (原著 Gosta Esping - Andersen, *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Polity Press, 1990)

エスピン-アンデルセン、G (2003)「黄金時代の後に?—グローバル時代における福祉国家のジレンマ」 G.エスピン-アンデルセン編 (埋橋孝文監訳)『転換期の福祉国家—グローバル経済下の適応戦略—』早稲田大学出版部

Frieden, Jeffry, 1991, *Debt, Development and Democracy: Modern Political Economy and Latin America*, Princeton University Press.

Hiscox, Michael J, 2002, *International Trade and Political Conflict: Commerce, Coalitions, and Mobility*, Princeton University Press.

Kaempfer, H. William and Stephen V. Marks, 1993, "The Expected Effects of Trade Liberalization: Evidence from U.S. Congressional Action on Fast-Track Authority," *World Economy*, 16-6.

Ladewig, Jeffrey W., 2006, "Domestic Influences on International Trade Policy: Factor Mobility in the United States, 1963-1992," *International Organization*, 60-4.

Magee, Stephen P, William A. Brock, and Leslie Young, 1989, *Black Hole Tariffs and Endogenous Policy Theory: Political Economy in General*

Equilibrium, Cambridge University Press.

McArthur, John and Stephen V. Marks, 1990, "Empirical Analyses of the Determinants of Protection: A Survey of Some New Results," in John S. Odell and Thomas D. Willett eds., *International Trade Policies: Gains from Exchange Between Economics and Political Science*, University of Michigan Press.

McGillivray, Fiona, 1997, "Party Discipline as a Determinant of the Endogenous Formation of Tariffs," *American Journal of Political Science*, 41-2.

Midford, Paul, 1993, "International Trade and Domestic Politics: Improving on Rogowski's Model of Political Alignments," *International Organization*, 47-4.

Putnam, Robert D. 1988, "Diplomacy and Domestic Politics: the Logic of Two-Level Games," *International Organization*, 42-3.

Rogowski, Ronald, 1987, "Political Cleavages and Changing Exposure to Trade," *American Political Science Review*, 81-4.

Rogowski, Ronald, 1989, *Commerce and Coalitions*, Princeton University Press.

〈林敏彦 APIR 研究統括コメント〉

この研究が終盤にさしかかった 2013 年 3 月 15 日、安倍晋三首相は、日本が TPP 交渉に参加することを正式に表明した。そのことを踏まえ、改めて今回の研究会の成果を評価してみると、以下のような点が指摘できよう。

- 1) 一般に自由貿易原則に反対する国はないことから、研究会は、日本の TPP への参加を当然のこととする前提で進められた。
- 2) しかし、貿易と投資の自由化をめぐる国際交渉は、どのような国とどのような合意点を見出すか、合意をどのような条約に結実させるか、その条約が国内政治手続きとして批准されるか、条約を実効的なものにするためにどのような国内措置が必要となるかなど、多くの政治経済的、行政的手続きを必要とする。
- 3) そこでこの研究は、TPP 交渉の果実が現実のものとなるために必要な数多くの意思決定に、それぞれの国のどのような利害が関係しているかを政治学的に分析することから始めた。
- 4) 米国は、米国抜きのアジア太平洋地域の経済レジーム成立を回避しようとして、ハードレジームな TPP のアジア諸国への適用を推進している。これまでアジア諸国はハードなレジームを避け、自主的取り組みを尊重するアジアンウェイを採択してきた歴史がある。(第 1 章、第 2 章)
- 5) 現在、アジア地域には複数の経済協力構想が存在するという極めてレアな事象が発生し、ASEAN 諸国の対応方針も分裂気味である。その中で、日本はそのほぼ全ての構想に関与という特異な立場をキープしている。(第 4 章)
- 6) レーガン政権以降の米国の通商政策は、経済問題に限られず広義の政治・外交政策の一環として展開される傾向が強い。それ故、近年の通商政策 TPP は中国の存在を意識したものと位置づけが可能である。一方、中国は 21 世紀に入り FTA 締結を加速させてきた。
- 7) TPP に関しては、米国と日本主導での展開を回避したいようである。また、日中間では、外交関係の緊張もあり、今、バイラテラルな関係を重視した関係構築は政権基盤維持の観点からも困難ではないか。(第 2 章、第 5 章)
- 8) 以上の分析を踏まえ、日本としてはその独自の立場を活用した能動的戦略が求められよう。アジア諸国が受け入れやすい新たな TPP 構築に努力

するのが、21世紀通商政策への大きな貢献となるだろう。これは米国も受け入れる余地は大きい。米国においては、元来自由貿易派である共和党陣営においても、単純な自由貿易支持派は減少しているからである。

- 9) 米国の通商政策が一枚岩でないこと、アジア諸国のアジアンウェイ志向等を熟慮しつつ、TPPを更なる高みに移行させることは、将来的には中国のTPP参加にもつながりうる。日本としては、積極的にTPP枠組みの構築にリーダーシップを発揮すべきであり、そのことに成功するならば、TPP交渉は国内における個別利害の調整を超えて、国際的にも日本の大きな業績となりうるのではないだろうか。
- 10) 更に、TPPの機構本部を日本の関西に誘致することも大いに考慮されて然るべき国際社会への貢献と考える。

環太平洋経済協力をめぐる日・米・中の役割研究会報告書

－ 日米中新体制と環太平洋経済協力のゆくえ －

発 行 日	2013（平成 25）年 5 月
発 行 所	〒530-0011 大阪市北区大深町 3 番 1 号 グランフロント大阪 ナレッジキャピタル タワー C 7 階 一般財団法人 アジア太平洋研究所 Asia Pacific Institute of Research (APIR) TEL (06) 6485-7690（代表） FAX (06) 6485-7689
発 行 者	岩 城 吉 信

ISBN 978-4-87769-348-0